

## 地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- (1) 給料は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給与から次号の諸手当を除いたものとする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、看護職員等処遇改善手当、処遇調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、救急呼出等待機手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表
  - (2) 医療職給料表
    - イ 医療職給料表（一）
    - ロ 医療職給料表（二）
    - ハ 医療職給料表（三）
  - (3) 教育職給料表
  - (4) 現業職給料表
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

### (初任給、昇格及び昇給等の基準)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 3 休職にされ、若しくは労働組合の役員として当該組合の業務に専ら従事する職員が復

職し、又は休業のため勤務しなかった職員が再び勤務することとなった場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その復職し、又は再び勤務することとなった日以後において、その者の号給の調整をすることがある。

- 4 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定めるところにより決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「1号給」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行わないものとする。
- 8 第3項に規定する調整及び第4項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行う。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 10 職員就業規則第23条第1項又は第24条第1項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条 職員就業規則第24条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に職員勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した得た数を乗じて得た額とする。

#### （給料の支給）

第6条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、その月の21日（ただし、その日が休日等（日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに土曜日をいう。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等以外の日）に給料の月額を支給する。ただし、臨時に、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮し、又は給料の支給日を変更することがある。

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定による給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料

額は、その給与期間の現日数から日曜日、土曜日又は割り振られた勤務時間の振り替えによって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の口座振替)

第8条 給料は、職員の同意を得たときは、口座振替の方法により支払うことがある。

(給料の調整額)

第9条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えないものとする。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づいて理事長が指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 を超えない範囲において理事長の定める額とする。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号、第2号に掲げる孫及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員（以下「一般9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員（以下「一般8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に掲げる子（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第 2 項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族（一般 9 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般 9 級職員等から一般 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 2 号に掲げる孫若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般 9 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般 9 級職員等から一般 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般 9 級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般 9 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般 9 級職員等以外の職員から一般 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般 9 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般 9 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
  - 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
    - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般9級職員等が一般9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般9級職員等以外のものが一般9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員等及び一般9級職員等以外のものが一般8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にあらざる子でなかった者が特定期間にある子となった場合

#### （地域手当）

第13条 地域手当は、職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額（以下「地域手当基礎額」という。）に100分の0.15を乗じて得た月額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、地域手当基礎額に100分の16を乗じて得た月額を支給する。

#### （住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている又は山口県公舎の使用者と決定され、使用料を納付している職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
  - (2) 第17条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する職員宿舎又は山口県公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除了した額ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除了した額の2分の1（その控除了した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第15条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月の初日（採用の日が月の初日であるときは、その日）から、第1号に掲げる職に係るものにあっては45年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては5年以内の期間、これらの日（第1号に掲げる職に係るものについては、採用後理事長が別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける職員で医師又は歯科医師の資格を有するもの（理事長が定める職員に限る。）の職のうち採用による欠員補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額 309,200円
- (2) 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が定めるもの 月額 2,500円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員が離職し、若しくは死亡し、又は初任給調整手当の支給がされない職に異動した場合においては、初任給調整手当の支給は、それぞれその者が当該離職若しくは死亡又は異動した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日をもって終わるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(看護職員等処遇改善手当)

第15条の2 看護職員等処遇改善手当は、次に掲げる職員に、当該職員となった日の属する月の翌月（当該職員となった日が月の初日であるときは、その月）から支給する。

- (1) 救命救急センターである医療機関に勤務する医療職給料表（三）の適用を受ける職員及び一般職給料表の適用を受ける保健師 月額 8,640円
- (2) 救命救急センターである医療機関に勤務する医療サービスを患者に直接提供する医療職給料表（二）又は一般職給料表の適用を受ける職で理事長が別に定めるもの 月額 6,750円
- 2 前項の規定により看護職員等処遇改善手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、同項の規定に準じて、看護職員等処遇改善手当を支給する。

- 3 前2項の規定により看護職員等処遇改善手当を支給される職員が離職し、若しくは死亡し、又は看護職員等処遇改善手当の支給がされない職に異動した場合においては、看護職員等処遇改善手当の支給は、それぞれその者が当該離職若しくは死亡又は異動した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日をもって終わるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により看護職員等処遇改善手当を支給される職員の範囲、看護職員等処遇改善手当の支給期間その他看護職員等処遇改善手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 看護職員等処遇改善手当は、令和4年厚生労働省告示第269号で改正後の診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）で定める看護職員処遇改善評価料による医業収益がある間において支給する。

#### （処遇調整手当）

第15条の3 処遇調整手当は、次に掲げる職員に、当該職員となった日の属する月の翌月（当該職員となった日が月の初日であるときは、その月）から支給する。

- (1) 医療機関に勤務する医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員
- (2) 一般職給料表又は現業職給料表の適用を受ける職で理事長が特に定めるもの
- 2 処遇調整手当の月額は、当該職員の適用される給料表及び級号給ごとに、令和7年3月31日までの間にあっては別表第7から別表第10、令和7年4月1日以降は別表第11から別表第14のとおりとする。ただし、適用される給料表又は級号給が異動した場合においては、当該異動のあった日の翌月（当該異動のあった日が月の初日であるときは、その月）から新たに適用される額で支給する。
- 3 前2項の規定により処遇調整手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、同項の規定に準じて、処遇調整手当を支給する。
- 4 前3項の規定により処遇調整手当を支給される職員が離職し、若しくは死亡し、又は処遇調整手当の支給がされない職に異動した場合においては、処遇調整手当の支給は、それぞれその者が当該離職若しくは死亡又は異動した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日をもって終わるものとする。
- 5 第1項から第3項の規定により処遇調整手当を支給される職員の範囲、処遇調整手当の支給期間その他処遇調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### （通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で理事長が別に定

めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる職員以外の職員 2,000円（自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては、2,000円に52,500円（自動車その他原動機付の交通の用具以外の交通の用具で理事長が定めるもののみを使用する場合にあっては、15,700円）を超えない範囲内で理事長が別に定める額を加算した額）

ロ 短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員 イに定める額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の第5条に規定する給料の支給日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当

の支給及び返納について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (単身赴任手当)

第17条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転(以下この項において「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤事業所等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に勤務することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 精神保健福祉業務手当
  - (2) 感染症防疫等業務手当
  - (3) 分べん業務手当
  - (4) 新生児医療業務手当
  - (5) 総合診療業務手当
  - (6) 剖検対応手当
  - (7) 死体取扱手当
  - (8) 夜間看護等手当
  - (9) 特殊現場作業手当
  - (10) 看護学校教務手当

## (11) 災害救助派遣手当

### (精神保健福祉業務手当)

第19条 精神保健福祉業務手当は、山口県立こころの医療センター（以下「こころの医療センター」という。）に勤務する職員が患者に直接接して行う診療若しくは看護又はこれらに付随する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき300円とする。

### (感染症防疫等業務手当)

第20条 感染症防疫等業務手当は、山口県立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）に勤務する職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症及びこれらに相当すると認められる感染症の患者の診療若しくは看護又はこれらに付随する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき1,000円とする。

### (分べん業務手当)

第21条 分べん業務手当は、総合医療センターに勤務する医師が主治の医師として分べんの業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき10,000円とする。

### (新生児医療業務手当)

第22条 新生児医療業務手当は、総合医療センターに勤務する医師が主治の医師として新生児集中治療室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき10,000円とする。

### (総合診療業務手当)

第23条の1 総合診療業務手当は、総合医療センターに勤務する医師が主治の医師としていずれの診療科の専門領域にも属さない患者の入院時の診療等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき5,000円とする。

### (剖検対応手当)

第23条の2 剖検対応手当は、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する医師が主治の医師として患者家族等に死体剖検への協力を依頼し、その承諾を得た場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき10,000円とする。

### (死体取扱手当)

第23条の3 死体取扱手当は、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- (1) 外部からの死体の運搬業務
- (2) 解剖の介助業務
- (3) 死後における処置業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる業務 1体につき 300円
- (2) 前項第2号及び第3項に掲げる業務 1体につき 620円

(夜間看護等手当)

第24条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する看護師、助産師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したとき。
- (2) 総合医療センターに勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で救急患者に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた職員が、正規の勤務時間以外の時間において待機を命ぜられた期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、1時間以上救急医療等の業務に従事したとき

2 前項の手当の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 勤務1回につき、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額  
イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円  
ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額  
(イ) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円  
(ロ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 3,100円  
(ハ) 2時間未満 勤務1回につき 2,150円
- (2) 前項第2号に掲げる額 勤務1回につき 1,240円

3 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度その他の勤務条件を鑑み、他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員に対する前項第1号に掲げる夜間看護等手当の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額を同号に定める額に加算した額とすることができる。

- (1) 第1号イに掲げる場合 勤務1回につき 3,000円
- (2) 第1号ロ(イ)及び(ロ)に掲げる場合 勤務1回につき 1,500円

4 第1項第1号に規定する職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第16条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため勤務事業所の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部を勤務事業所が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における夜間看護等手当の額については、当分の間、前2項の規定にかかわら

ず、前2項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 通勤距離が片道5キロメートル未満の職員 380円
- (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上 1,140円

(特殊現場作業手当)

第25条 特殊現場作業手当は、総合医療センターに常時勤務する職員で医師、歯科医師、診療放射線技師及び診療エックス線照射の補助を命ぜられている職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又はこれを補助する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき300円とする。

(看護学校教務手当)

第26条 看護学校教務手当は、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する職員が山口県立萩看護学校若しくは山口県立防府高等学校その他理事長が特に認める施設において看護師養成のための講義に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 医師又は歯科医師 1時間につき4,700円
- (2) 前号に掲げる以外の職員 1時間につき2,260円

3 看護学校教務手当の支給の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務した当該看護学校教務手当の支給の対象となる時間数を合計した時間数とする。この場合において、その合計した時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

4 前3項にかかわらず、教育職給料表の適用を受ける者については、本条の手当は支給しない。

(災害救助派遣手当)

第27条 災害救助派遣手当は、職員が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定による山口県知事からの要請に基づき、災害が発生した箇所又はその周辺において行う医療救護活動等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき840円とする。

(支給の特例)

第28条 給料の調整額の支給を受ける職員に対しては、精神保健福祉業務手当、感染症防疫等業務手当及び特殊現場作業手当は支給しない。

2 管理職手当の支給を受ける職員に対しては、夜間看護等手当（第24条第1項第2号に掲げる場合に係るものに限る。）は支給しない。

3 同一日において2以上の日額により支給する特殊勤務手当に係る業務等に従事した職員に対しては、当該特殊勤務手当のうち最高の額の特殊勤務手当の一を支給する。

(時間外勤務手当)

第 29 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 41 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100 分の 125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135
- 2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 3 職員勤務時間等規程第 4 条第 2 項の規定により割振り変更前の勤務時間（職員勤務時間等規程第 2 条第 2 項、第 5 条又は第 6 条の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下この条において同じ。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間（第 1 項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 41 条で規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と同条の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第 1 項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する理事長が別に定める時間を除く。以下この条において同じ。）の時間との合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかるらず、勤務 1 時間につき、第 41 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては 100 の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 175）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあっては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 職員が職員勤務時間等規程第 18 条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 41 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあっては 100 分の 50 から 100 分の 25 を減じた割合を乗じて得

た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

#### (休日勤務手当)

第30条 祝日法による休日等(職員勤務時間等規程第4条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、職員勤務時間等規程第7条に規定する祝日法による休日が職員勤務時間等規程第4条の規程に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の直後の勤務日等(職員勤務時間等規程第7条第2項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)(その日が同法に規定する休日、1月2日又は同月3日(以下この条において「休日等」という。)に当たるときは、当該勤務日等の直後の休日等以外の勤務日等)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

#### (夜間勤務手当)

第31条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

#### (時間外勤務手当等の支給の基礎となる時間数)

第32条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務した当該時間外勤務等の支給の対象となる時間数を各手当ごとに合計した時間数(時間外勤務手当については、その支給割合を異にする部分ごとに合計した時間数)とする。この場合において、その合計した時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

#### (宿日直手当)

第33条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に定める区分に応じて宿日直手当を支給する。

- (1) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務 21,000円(勤務時間が6時間未満の場合にあっては10,500円)
  - (2) 前号以外の宿直勤務又は日直勤務 7,400円(勤務時間が6時間未満の場合にあっては3,700円)
- 2 前項の勤務は、第29条から第31条までの勤務には含まれないものとする。

#### (救急呼出等待機手当)

第33条の2 救急呼出等待機手当は、救急呼出等に備えて自宅等において待機を行った職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、待機1回につき1,700円とする。

- 3 前項の救急呼出等とは、正規の勤務時間以外の時間において、救急医療等の業務の必要性が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。
- 4 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

(管理職員特別勤務手当)

第34条 第10条の規定に基づく理事長が指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員勤務時間等規程第4条、第5条又は第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
  - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
  - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（次条及び第37条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第26条の規定により解雇となり、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、1000分の1225（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、理事長が別に定める職員に限る。以下「特別管理職員」という。）にあっては1000分の1025）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 再雇用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「1000分の1225」とあるのは「10000分の6875」と、「1000分の1025」とあるのは、「10000分の5875」とする。

5 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（理事長が別に定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第43条第2項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第26条第2項の規定により解雇となった職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定め

られているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 4 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。  
5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (勤勉手当)

第 38 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第 26 条の規定により解雇となり、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額はそれぞれ当該各号に掲げる額を超えないものとする。

- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 1000 分の 1025（特別管理職員にあっては、1000 分の 1225）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に 10000 分の 4875（特別管理職員にあっては、10000 分の 5875）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第 35 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 38 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 36 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 38 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 38 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 2 項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 38 条第 1 項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）」と読み替えるものとする。

#### （給与の減額）

第 39 条 職員が、所定勤務時間を勤務しないときは、職員勤務時間等規程第 7 条に規定する休日又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、この勤務しない 1 時間につき、第 41 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

#### （端数計算）

第 40 条 前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 29 条から第 31 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 錢未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 錢以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

#### （勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 41 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額、初任給調整手当、看護職員等処遇改善手当及び処遇調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を一週間当たりの所定勤務時間数に 52 を乗じて得た時間数から 7 時間 45 分に毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における職員勤務時間等規程第 7 条に規定する祝日法による休日（土曜日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日を除く。）の日数の合計を乗じて得た時間数を差し引いた時間数で除して得た額とする。

#### （特定の職員についての適用除外）

第 42 条 第 29 条及び第 30 条までの規定は、第 10 条第 1 項に規定する職にある職員には

適用しない。

2 第11条及び第12条並びに第14条及び第15条の規定は、再雇用職員には支給しない。

(給料以外の給与の支給)

第43条 この規程に定める給料以外の給与の支給については、理事長が定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(休職者の給与)

第44条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたとき（次項の場合を除く。）は、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給することができる。

- 6 職員が職員就業規則第16条第1項第4項に掲げる事由に該当して休職にされた場合において、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害であると認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 7 第2項、第3項、第5項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日1か月以内に退職し、若しくは解雇となり、又は死亡したときは、第35条第1項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規程の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは、「第44条第6項」と読み替えるものとする。

- 9 労働組合の役員として当該組合の業務に専ら従事する職員には、その業務に従事する期間中、いかなる給与も支給しない。

(派遣職員の給与)

第45条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年山口県条例第44号）に基づき、山口県から法人に派遣された職員の給与については、この規程にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）その他関係規程（以下「給与条例等」という。）の定めるところにより支給する。

（補則）

第46条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（病気休暇取得者の給料の特例）

2 当分の間、第39条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。

（承継職員に係る特例）

3 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）で、給与条例等により発令及び認定を受けていた職員が、この規程の施行日に、この規程の適用を受ける職員となった場合の発令及び認定事項については、その効力を承継する。

（承継職員に係る経過措置）

4 承継職員で施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年12月27日条例第104号）附則第16号から附則第18号までの規程（以下「経過措置」という。）による給料を支給されていた者には、平成27年3月31日までの間、この規定による給料月額のほか、経過措置に準じて、給料を支給する。

（号給の切替に伴う経過措置）

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（昇給の特例）

6 施行日以後最初に行われる承継職員に係る第4条第4項の昇給に係る同項の規定の適

用については、施行日の前日までの引き続く山口県職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

(期末手当又は勤勉手当の特例)

7 平成 23 年 6 月 1 日を基準日とする承継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 35 条第 2 項又は第 38 条第 1 項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く山口県職員としての在職期間又は勤務成績は、第 35 条第 2 項又は第 38 条第 1 項の在職期間又は勤務成績とみなす。

(初任給調整手当の特例)

8 承継職員に係る第 15 条の規定の適用については、施行日の前日において給与条例第 10 条の 5 第 1 項の規定により支給されていた初任給調整手当の額及び初任給調整手当を支給されていた期間は、第 15 条の規定により支給された初任給調整手当の額及び初任給調整手当を支給されていた期間とみなす。

(給与の特例)

9 第 3 条に定める給料表の適用を受ける職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額は、施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては第 3 条から第 6 条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前段の規定は適用しない。

- (1) 第 10 条に規定する管理職手当を支給される職員のうち特別管理職員 6/100
- (2) 第 10 条に規定する管理職手当を支給される職員（前号に掲げる職員並びに職務の級が第 3 条に規定する一般職給料表の 5 級以下の職員、こころの医療センター総看護師長、衛生看護学院教頭又は萩看護学校教頭を除く。） 5/100
- (3) 第 35 条第 5 項により期末手当の加算を受ける職員以外の職員 2/100
- (4) 前 3 号に掲げる職員以外の職員 3/100

(管理職手当の特例)

10 第 10 条の規定により管理職手当を支給される職員（特別管理職員、衛生看護学院長又は萩看護学校長に限る。）の管理職手当の月額は、特例期間においては、第 10 条の規定にかかわらず、この規定により定められる管理職手当の月額から、その額に 10/100 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、この規定により定められる額とする。

(感染症防疫等業務手当の特例)

11 令和 2 年 3 月 1 日から当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウ

イルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者の診療若しくは看護又はこれらに付随する業務に従事したときは、感染症防疫等業務手当を支給する。この場合において第20条及び第28条第1項の規定は適用しない。

12 前項の手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に直接接觸して診療又は看護に従事した場合、若しくは主治の医師からの依頼により診療に従事した場合  
　　1日につき4,000円
- (2) 診療又は看護以外に従事する医療従事者で、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に直接接觸し、前号の業務と同等の危険性を有する業務に従事した場合　1日につき2,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者への接觸の強度又は時間等を考慮して院長が別に定める業務にあっては、その額に1,000円を加算した額）
- (3) 感染症センターその他これに類する施設等の新型コロナウイルス感染症に曝露の可能性のある区域に一定時間立ち入り、区域内の消毒、清掃、物品搬入その他前2号の業務に付隨して行う作業に従事した場合　1日につき2,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者が接觸した物品等への接觸の強度又は時間を考慮して院長が別に定める作業にあっては、その額に1,000円を加算した額）

13 令和2年3月1日から当分の間、重症者病床を確保している病棟において、入院中の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の診療、看護又はこれらの業務と同等の危険性を有する業務に別に定める時間従事した場合、前項に掲げる感染症防疫等業務手当の額は、同項各号に定める額に3,000円を加算した額とする。

（新型コロナウイルス感染症診療業務手当）

14 令和2年3月1日から当分の間、総合医療センター又はこころの医療センターに勤務する医師が新型コロナウイルス感染症の患者の入院時の診療の業務に従事したときに新型コロナウイルス感染症診療業務手当を支給する。

15 前項の手当の額は、1件につき10,000円とする。

（新型コロナウイルス感染症対応特別一時金）

16 令和4年3月1日時点で新型コロナウイルス感染症患者の病床を確保している病院（法人の本部を含む。）において勤務する職員に対して、新型コロナウイルス感染症対応特別一時金を支給する。

17 前項の一時金は、令和3年12月1日を基準日とする期末手当の支給を受けた職員に対し、当該基準日の前々日の支給割合に基づく期末手当の額と当該基準日に対応する支給日に支払われた期末手当の額との差額に相当する額を支給する。

（看護職員等処遇改善手当一時金の支給）

18 当該年度に支給した次の各号に掲げる額の合計額の総額が、当該年度に係る看護職員処遇改善評価料（令和4年厚生労働省告示第269号で改正後の診療報酬の算定方法（平

成 20 年厚生労働省告示第 59 号) で定める看護職員処遇改善評価料をいう。) の収入実績額に満たない場合は、その差額を理事長が別に定めるところにより看護職員等処遇改善手当一時金として、第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する職員 (この項において「看護職員等処遇改善手当支給対象職員」という。) に対して当該年度の翌年度の 6 月の給料の支給日までに支給する。

- (1) 看護職員等処遇改善手当支給対象職員に支給した看護職員等処遇改善手当の額
- (2) 看護職員等処遇改善手当支給対象職員に支給した時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のうち看護職員等処遇改善手当に相当する額として理事長が定めた額
- (3) 看護職員等処遇改善手当支給対象職員に係る法定福利費のうち看護職員等処遇改善手当に相当する額として理事長が定めた額

19 第 15 条の 2 第 5 項の規定は、前項に規定する看護職員等処遇改善手当一時金の支給において準用する。

(処遇調整手当一時金の支給)

20 当該年度に支給した次の各号に掲げる額の合計額の総額が、当該年度に係るベースアップ評価料 (令和 6 年厚生労働省告示第 57 号で改正後の診療報酬の算定方法 (平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) で定めるベースアップ評価料をいう。) の収入実績額に満たない場合は、その差額を理事長が別に定めるところにより処遇調整手当一時金として、第 15 条の 3 第 1 項に規定する職員 (この項において「処遇調整手当支給対象職員」という。) に対して当該年度の翌年度の 6 月の給料の支給日までに支給する。

- (1) 処遇調整手当支給対象職員に支給した処遇調整手当の額
- (2) 処遇調整手当支給対象職員に支給した時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のうち処遇調整手当に相当する額として理事長が定めた額
- (3) 処遇調整手当支給対象職員に係る法定福利費のうち処遇調整手当に相当する額として理事長が定めた額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 12 月 13 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 12 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の職員給与規程第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 35 条第 5 項（改正後の職員給与規程第 38 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、改正後の職員給与規程第 9 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と前 3 項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の職員給与規程第 10 条第 2 項及び第 35 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前 3 項の規定による給料の額との合計額」とする。

## 附 則（平成 28 年 3 月 11 日改正）

### (施行期日等)

1 この規程は、平成 28 年 3 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 6 項の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 13 条第 2 項の適用については、「100 分の 16」とあるのは「100 分の 15.5」とする。

## 附 則（平成 28 年 6 月 29 日改正）

### （施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 6 月 29 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則（平成 28 年 12 月 22 日改正）

### （施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則（平成 29 年 12 月 22 日改正）

### （施行期日等）

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 29 年 12 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

### （平成 33 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 11 条第 1 項ただし書及び第 12 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員（以下「一般 8 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に掲げる子（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に掲げる扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に掲げる子（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,500 円（職員に配偶者及び同項第 2 号に掲げる孫及び第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者がない場合は、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「（一般 9 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般 9 級職員等から一般 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「場合（一般 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 2 号に掲げる孫若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場

合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日」とあるのは、「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号、第2号に掲げる孫及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」と、（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当する職員（以下「一般8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族た

る配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号、第2号に掲げる孫及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「一般8級職員等」とあるのは「一般8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係る者がない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とある

のは「扶養親族」と、同項第4号中「一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級職員等」とあるのは「一般8級以上職員等が一般8級以上職員等」と、同項第6号中「一般8級職員等及び一般9級職員等」とあるのは「一般8級以上職員等」と、「が一般8級職員等」とあるのは「が一般8級以上職員等」とする。

#### 附 則（平成30年10月1日改正）

##### （施行期日）

- この規程は、平成30年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成31年3月26日改正）

##### （施行期日等）

- この規程は、平成31年3月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成31年4月1日改正）

##### （施行期日）

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和4年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の職員給与規程第9条第2項、第10条第2項及び第35条第5項（改正後の職員給与規程第38条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、改正後の職員給与規程第9条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と前3項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の職員給与規程第10条第2項及び第35条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前3項の規定による給料の額との合計額」

とする。

附 則（令和元年7月1日改正）

(施行期日)

- この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日改正）

(施行期日)

- この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日改正）

(施行期日等)

- この規程は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第24条の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日改正）

(施行期日等)

- この規程は、令和2年3月4日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日改正）

(施行期日等)

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年5月20日改正）

(施行期日等)

- この規程は、令和2年5月20日から施行し、同年3月1日から適用する。

附則（令和2年9月30日改正）

(施行期日等)

- この規程は、令和2年10月1日から施行し、同年9月1日から適用する。

附則（令和2年11月30日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附則（令和3年2月26日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年2月26日から施行する。ただし、改正後の附則第13項から第15項までの規定は、令和2年3月1日から適用する。

附則（令和3年4月1日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年6月29日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（令和3年11月30日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附則（令和4年3月7日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年3月7日から施行し、同年2月1日から適用する。

附則（令和4年4月1日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年10月1日改正）

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 附 則（令和4年12月22日改正）

### （施行期日等）

1 この規程は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則（令和5年12月22日改正）

### （施行期日等）

1 この規程は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 附 則（令和7年3月21日改正）

### （施行期日等）

1 この規程は、令和7年3月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定のうち「処遇調整手当」、第15条の3及び第41条の改正規定は、令和7年1月1日から適用し、第36条及び第37条の改正規定は、令和7年6月1日から適用する。

### （号給の切替）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

### （切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### （経過措置）

4 給与規程第36条及び第37条の改正規定の施行日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

### （給料の特例）

5 給与規程第3条に定める給料表の適用を受ける職員（現業職給料表の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額は、施行日から当面の間においては給与規程第3条から第6条

までの規定にかかわらず、適用される給料表及び級号給ごとに別表に定める額とする。また、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、同様とする。

別表第1（第3条関係）

## 一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料 月額							
	1	185,100	232,000	267,600	301,400	324,000	358,200	411,900	462,300	514,700
	2	186,200	233,500	268,600	302,900	325,900	359,900	413,800	467,800	521,600
	3	187,400	235,000	269,600	304,400	327,700	361,600	415,700	472,800	526,800
	4	188,500	236,500	270,600	305,800	329,400	363,200	417,500	477,600	531,100
	5	189,600	238,000	271,600	307,200	331,100	364,800	419,400		534,600
	6	191,300	239,500	272,600	308,300	332,800	366,600	421,200		537,900
	7	192,900	241,000	273,600	309,300	334,500	368,100	423,000		
	8	194,500	242,600	274,600	310,500	336,200	369,700	424,800		
	9	196,200	244,100	275,600	311,700	337,900	371,100	426,400		
	10	197,900	245,500	276,600	313,400	339,600	372,800	427,900		
	11	199,500	246,900	277,700	315,000	341,300	374,400	429,400		
	12	201,100	248,300	278,800	316,600	342,900	375,900	430,900		
	13	202,700	249,500	279,800	318,100	344,400	377,800	432,400		
	14	204,400	250,700	281,100	319,700	346,000	379,700	433,700		
	15	206,100	251,900	282,400	321,300	347,600	381,600	435,000		
	16	207,900	253,100	283,600	322,900	349,200	383,600	436,200		
	17	209,200	254,300	284,900	324,400	350,600	385,100	437,400		
	18	210,800	255,400	286,200	326,200	352,300	386,900	438,800		
	19	212,400	256,500	287,400	327,800	353,900	388,700	440,100		
	20	213,900	257,600	288,600	329,400	355,500	390,300	441,300		
	21	215,400	258,700	289,800	330,800	356,700	392,000	442,500		
	22	217,000	259,600	291,000	332,500	358,200	393,400	443,300		
	23	218,700	260,600	292,300	334,200	359,700	394,800	444,100		
	24	220,300	261,700	293,600	335,900	361,300	396,200	444,900		
	25	221,900	262,700	294,900	337,100	363,100	397,500	445,500		
	26	223,600	263,500	295,900	339,000	364,900	398,700	446,100		
	27	224,900	264,400	296,900	340,700	366,600	399,900	446,700		
	28	226,200	265,300	298,000	342,300	368,300	400,900	447,300		
	29	227,500	266,200	299,100	343,800	369,700	402,000	448,000		
	30	228,600	267,000	300,300	345,400	371,000	403,200	448,800		
	31	229,900	267,800	301,500	347,000	372,400	404,400	449,200		
	32	231,100	268,600	302,700	348,700	373,800	405,500	449,900		
	33	232,000	269,300	303,900	350,400	374,900	406,200	450,400		
	34	233,100	270,100	305,200	352,200	375,800	406,900	450,800		
	35	234,200	270,900	306,500	354,000	376,800	407,600	451,200		
	36	235,300	271,600	307,800	355,800	377,900	408,300	451,600		
	37	236,400	272,300	309,100	357,300	378,700	408,800	452,000		
	38	237,400	273,100	310,400	358,700	379,600	409,400	452,400		
	39	238,400	273,900	311,700	360,100	380,500	409,900	452,800		
	40	239,300	274,600	313,100	361,600	381,300	410,300	453,100		

	41	240,200	275,300	314,400	363,100	382,100	410,700	453,400			
	42	241,100	276,100	315,700	363,900	382,700	411,000	453,800			
	43	241,900	276,900	317,000	364,900	383,500	411,300	454,100			
	44	242,800	277,700	318,200	365,900	384,300	411,600	454,400			
	45	243,500	278,400	319,100	366,800	385,000	411,900	454,700			
	46	244,100	279,100	320,300	367,900	385,700	412,200				
	47	244,700	279,800	321,600	368,800	386,400	412,500				
	48	245,300	280,500	322,900	369,900	387,100	412,800				
	49	245,900	281,200	324,100	370,800	387,600	413,000				
	50	246,500	281,900	325,500	371,500	388,200	413,300				
	51	247,100	282,600	326,700	372,200	388,800	413,600				
	52	247,600	283,300	327,900	372,800	389,500	413,900				
	53	248,100	283,900	329,200	373,200	389,900	414,100				
	54	248,500	284,600	330,300	373,800	390,500	414,400				
	55	248,800	285,200	331,400	374,500	391,100	414,700				
	56	249,100	285,900	332,500	375,200	391,700	415,000				
	57	249,400	286,500	333,200	375,500	392,100	415,200				
	58	249,700	287,200	334,100	376,200	392,600	415,500				
	59	250,000	287,800	334,900	376,900	393,200	415,800				
	60	250,300	288,500	335,700	377,500	393,800	416,000				
再雇用職員以外の職員	61	250,600	289,100	336,500	377,800	394,200	416,200				
	62	250,900	289,900	336,900	378,300	394,700	416,500				
	63	251,200	290,500	337,500	379,000	395,200	416,800				
	64	251,500	291,000	338,200	379,600	395,800	417,000				
	65	251,800	291,500	339,000	379,900	396,000	417,200				
	66	252,100	292,100	339,700	380,500	396,400	417,500				
	67	252,400	292,600	340,400	381,200	396,800	417,800				
	68	252,700	293,200	341,000	381,800	397,100	418,000				
	69	253,000	293,700	341,500	382,200	397,400	418,200				
	70	253,300	294,200	342,100	382,700	397,700	418,500				
	71	253,600	294,800	342,600	383,300	398,000	418,800				
	72	254,000	295,400	343,200	383,800	398,300	419,000				
	73	254,300	295,900	343,500	384,300	398,500	419,200				
	74	254,600	296,400	344,000	384,900	398,800					
	75	254,900	296,800	344,400	385,400	399,100					
	76	255,200	297,100	344,800	385,700	399,300					
	77	255,500	297,300	345,200	386,100	399,500					
	78	255,800	297,600	345,700	386,600	399,800					
	79	256,100	297,800	346,200	387,000	400,100					
	80	256,400	298,100	346,700	387,400	400,300					
	81	256,700	298,300	347,000	387,800	400,500					
	82	257,000	298,500	347,400	388,300	400,800					
	83	257,300	298,800	347,900	388,700	401,100					
	84	257,600	299,000	348,300	389,100	401,300					

85	257,900	299,300	348,600	389,400	401,500					
86	258,200	299,600	349,000							
87	258,500	299,900	349,400							
88	258,800	300,200	349,800							
89	259,100	300,500	350,000							
90	259,500	300,900	350,400							
91	259,700	301,200	350,800							
92	260,000	301,600	351,200							
93	260,300	301,800	351,400							
94		302,000	351,800							
95		302,300	352,200							
96		302,700	352,500							
97		302,900	352,800							
98		303,200	353,200							
99		303,600	353,600							
100		304,000	354,000							
101		304,200	354,500							
102		304,500	354,900							
103		304,800	355,300							
104		305,100	355,700							
105		305,300	356,200							
106		305,600	356,600							
107		306,000	356,900							
108		306,300	357,200							
109		306,500	357,700							
110		306,900								
111		307,300								
112		307,600								
113		307,800								
114		308,000								
115		308,300								
116		308,700								
117		308,900								
118		309,100								
119		309,400								
120		309,700								
121		310,200								
122		310,400								
123		310,600								
124		310,800								
125		311,100								
再雇用職員		193,600	221,400	262,200	282,100	297,400	323,300	365,800	399,600	451,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)  
医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円
	1	293,900		403,700		459,000		554,600	
	2	296,200		406,500		461,000		560,700	
	3	298,500		409,100		462,900		565,900	
	4	300,800		411,600		465,000		570,900	
	5	302,900		414,000		466,300		575,300	
	6	306,400		416,200		468,100		579,600	
	7	309,900		418,400		469,900		583,200	
	8	313,400		420,500		471,800		586,400	
	9	316,800		422,600		473,500		588,900	
	10	320,300		424,100		475,300		591,200	
	11	323,800		425,600		477,200			
	12	327,200		427,100		479,000			
	13	330,600		428,500		480,800			
	14	334,100		430,100		482,600			
	15	337,600		431,600		484,400			
	16	341,000		433,000		486,200			
	17	344,400		434,400		488,100			
	18	347,600		435,900		490,000			
	19	350,700		437,400		491,900			
	20	353,800		438,800		493,800			
	21	357,000		440,300		495,800			
	22	360,200		441,800		497,500			
	23	363,300		443,300		499,300			
	24	366,300		444,700		501,100			
	25	369,300		446,100		502,700			
	26	371,700		447,500		504,500			
	27	374,000		448,900		506,400			
	28	376,200		450,300		508,000			
	29	378,100		451,700		509,400			
	30	379,800		453,200		511,100			
	31	381,500		454,600		512,900			
	32	383,300		456,000		514,600			
	33	385,200		457,400		516,200			
	34	387,000		458,800		517,500			
	35	388,600		460,200		518,800			
	36	390,000		461,600		520,100			
	37	391,400		463,100		521,100			
	38	392,900		464,800		522,400			
	39	394,500		466,400		523,700			
	40	396,000		468,000		525,000			
	41	397,500		469,600		526,000			
	42	398,200		470,800		526,800			
	43	398,800		472,000		527,600			
再雇 用職 員以 外の 職員	44	399,500		473,100		528,400			
	45	400,400		474,200		529,300			
	46	401,000		475,200		530,100			
	47	401,600		476,100		530,900			
	48	402,200		476,900		531,600			

49	402,800	477,600	532,400		
50	403,300	478,300	533,300		
51	403,800	479,000	534,000		
52	404,300	479,600	534,900		
53	404,800	480,300	535,800		
54	405,300	481,000	536,600		
55	405,700	481,600	537,500		
56	406,100	482,200	538,400		
57	406,500	482,500	539,200		
58	406,900	483,100	540,100		
59	407,300	483,800	541,000		
60	407,700	484,500	541,700		
61	408,100	484,900	542,500		
62	408,500	485,500	543,400		
63	408,900	486,200	544,300		
64	409,300	486,900	545,200		
65	409,600	487,300	546,000		
66		487,900	546,900		
67		488,500	547,800		
68		489,000	548,700		
69		489,600	549,500		
70		490,100	550,400		
71		490,600	551,300		
72		491,100	552,200		
73		491,500	553,000		
74		492,000			
75		492,400			
76		492,900			
77		493,400			
78		494,000			
79		494,600			
80		495,000			
81		495,500			
82		496,100			
83		496,700			
84		497,200			
85		497,700			
再雇用職員	304,300	347,400	402,900	477,400	

備考 この表は、病院において医療に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第3(第3条関係)  
医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,200	229,400	265,300	284,200	317,700	363,800	418,500
	2	192,300	230,700	266,100	285,000	319,100	365,500	420,500
	3	194,500	232,000	266,900	285,800	320,500	367,100	422,400
	4	196,600	233,300	267,700	286,500	321,900	368,700	424,200
	5	198,600	234,500	268,500	287,300	323,400	370,400	426,000
	6	200,600	235,600	269,300	288,000	325,000	372,000	427,600
	7	202,600	236,600	270,100	288,700	326,500	373,600	429,200
	8	204,400	237,600	270,900	289,500	328,000	375,200	430,700
	9	206,300	238,700	271,700	290,200	329,500	376,800	432,200
	10	208,200	239,900	272,500	291,100	331,100	378,800	433,500
	11	210,100	241,300	273,300	291,900	332,600	380,800	434,800
	12	212,200	242,600	274,100	292,600	334,100	382,800	436,100
	13	213,900	243,900	274,900	293,300	335,700	384,200	437,400
	14	215,900	245,200	275,700	294,400	337,300	386,000	438,600
	15	218,200	246,500	276,600	295,500	338,800	387,700	439,900
	16	220,300	247,700	277,400	296,700	340,300	389,400	441,000
	17	222,400	248,900	278,200	297,900	341,800	391,200	442,200
	18	223,500	250,100	279,000	299,100	343,400	392,700	443,400
	19	224,600	251,300	279,800	300,400	345,000	394,200	444,600
	20	225,700	252,600	280,600	301,600	346,600	395,700	445,800
	21	226,800	253,700	281,400	302,800	347,900	397,000	446,900
	22	227,700	254,600	282,300	304,000	349,400	398,300	447,700
	23	228,600	255,400	283,200	305,200	350,900	399,600	448,100
	24	229,600	256,200	284,000	306,400	352,400	400,700	448,800
	25	230,500	257,000	284,800	307,600	353,900	401,800	449,300
	26	231,400	257,800	285,700	308,800	355,400	402,900	449,700
	27	232,300	258,600	286,600	309,900	356,900	404,000	450,100
	28	233,200	259,400	287,400	311,200	358,400	405,100	450,500
	29	234,100	260,200	288,300	312,500	359,800	405,900	450,900
	30	235,000	261,000	289,400	313,700	361,400	406,700	451,300
	31	235,900	261,800	290,400	314,900	362,900	407,500	451,700
	32	236,800	262,500	291,400	316,100	364,400	408,300	452,000
	33	237,600	263,400	292,400	317,300	365,600	408,700	452,300
	34	238,400	264,300	293,500	318,400	366,700	409,300	452,700
	35	239,200	265,000	294,500	319,600	367,900	409,800	453,000
	36	240,000	265,800	295,500	320,800	369,100	410,200	453,300

37	240,900	266,700	296,500	322,000	370,100	410,600	453,600	
38	241,700	267,500	297,500	323,400	370,900	410,900		
39	242,500	268,300	298,500	324,700	371,900	411,200		
40	243,300	269,100	299,600	325,900	373,000	411,500		
41	243,900	269,900	300,600	326,800	374,000	411,800		
42	244,500	270,700	301,800	328,000	375,000	412,100		
43	245,100	271,500	302,900	329,200	376,000	412,400		
44	245,600	272,300	304,000	330,400	376,900	412,700		
45	246,100	273,000	305,100	331,500	377,700	412,900		
46	246,700	273,800	306,200	332,500	378,500	413,200		
47	247,200	274,600	307,300	333,500	379,400	413,500		
48	247,600	275,400	308,400	334,400	380,200	413,800		
49	248,000	276,200	309,500	335,400	380,700	414,000		
50	248,500	277,000	310,600	336,400	381,500	414,300		
51	249,000	277,700	311,800	337,400	382,300	414,600		
52	249,500	278,400	312,900	338,300	383,100	414,900		
53	249,800	279,100	313,900	338,800	383,500	415,100		
54	250,100	279,800	314,900	339,700	384,200			
55	250,400	280,500	315,900	340,500	384,900			
56	250,700	281,200	316,900	341,400	385,600			
再雇用職員以外の職員	57	251,000	281,900	318,000	342,100	386,000		
	58	251,300	282,600	318,900	342,400	386,500		
	59	251,600	283,300	319,900	342,900	387,200		
	60	251,900	283,900	320,800	343,500	387,800		
	61	252,200	284,500	321,800	344,100	388,200		
62	252,600	285,200	322,600	344,800	388,700			
63	252,900	285,900	323,300	345,500	389,200			
64	253,200	286,500	324,000	346,100	389,700			
65	253,500	287,100	324,600	346,800	390,300			
66	253,800	287,900	325,300	347,300	390,800			
67	254,100	288,600	325,900	347,900	391,400			
68	254,400	289,200	326,500	348,500	392,000			
69	254,700	289,800	327,100	348,800	392,500			
70	255,000	290,500	327,300	349,400	393,000			
71	255,300	291,200	327,800	349,900	393,500			
72	255,500	291,800	328,300	350,400	394,000			
73	255,700	292,400	328,900	350,900	394,300			
74	256,000	292,900	329,400	351,400	394,800			
75	256,300	293,300	329,900	351,900	395,200			
76	256,500	293,700	330,300	352,300	395,600			

77	256,700	294,100	330,900	352,600	396,000			
78	257,000	294,400	331,400	352,900				
79	257,300	294,700	331,800	353,100				
80	257,500	295,000	332,300	353,400				
81	257,700	295,300	332,800	353,900				
82	258,000	295,600	333,200	354,200				
83	258,300	295,900	333,400	354,500				
84	258,500	296,200	333,700	354,800				
85	258,700	296,400	334,100	355,200				
86		296,600	334,500	355,500				
87		296,800	334,900	355,900				
88		297,000	335,200	356,200				
89		297,400	335,500	356,600				
90		297,600	335,700	356,900				
91		297,800	336,100	357,200				
92		298,000	336,400	357,500				
93		298,400	336,600	357,800				
94		298,600	336,900	358,200				
95		298,800	337,200	358,600				
96		299,100	337,500	359,000				
97		299,400	337,700	359,500				
98		299,600	338,000	359,900				
99		299,800	338,300	360,300				
100		300,100	338,500	360,700				
101		300,400	338,700	361,200				
102		300,600	338,900					
103		300,800	339,300					
104		301,100	339,500					
105		301,400	339,700					
106			340,100					
107			340,500					
108			340,900					
109			341,100					
再雇用職員		194,900	221,600	250,500	264,200	290,100	331,400	374,400

備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 調剤に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理に従事する栄養士
- (3) 公認心理師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、胚培養士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士又は遺伝カウンセラー

別表第4(第3条関係)  
医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額						
	1	209,500	242,700	284,200	297,700	322,000	365,100	420,000
	2	211,400	244,900	284,700	298,300	323,100	366,800	422,200
	3	213,200	247,100	285,200	298,900	324,100	368,500	424,400
	4	214,900	249,300	285,700	299,500	325,100	370,300	426,500
	5	216,600	251,500	286,200	300,000	326,100	372,100	428,400
	6	218,600	252,600	286,700	300,600	327,300	374,100	430,300
	7	220,400	253,500	287,200	301,200	328,500	376,200	432,100
	8	222,100	254,400	287,800	301,700	329,700	378,200	434,000
	9	223,800	255,300	288,300	302,200	330,800	379,900	435,700
	10	225,800	256,500	288,800	302,800	332,000	382,000	437,300
	11	227,700	257,600	289,300	303,400	333,100	384,100	439,000
	12	229,700	258,500	289,800	303,900	334,200	386,100	440,700
	13	231,600	259,300	290,300	304,400	335,400	388,100	442,000
	14	233,600	260,000	290,800	305,100	336,600	389,700	443,300
	15	235,600	260,700	291,300	305,800	337,700	391,500	444,900
	16	237,600	261,600	291,800	306,500	338,800	393,300	446,400
	17	239,600	262,700	292,300	307,200	339,900	395,000	448,100
	18	241,600	263,800	292,800	308,100	341,100	396,700	449,700
	19	243,700	265,000	293,300	309,000	342,200	398,600	451,100
	20	245,700	266,100	293,800	309,900	343,300	400,400	452,500
	21	247,600	267,200	294,300	310,700	344,400	402,100	453,600
	22	248,900	268,300	294,800	311,700	345,600	403,800	454,900
	23	250,100	269,400	295,300	312,600	346,800	405,600	456,200
	24	251,200	270,500	295,800	313,500	347,900	407,300	457,600
	25	252,300	271,500	296,300	314,300	349,000	408,900	458,600
	26	253,300	272,600	296,900	315,200	350,300	410,600	459,300
	27	254,200	273,700	297,700	316,100	351,600	412,400	460,100
	28	255,100	274,700	298,500	317,000	352,900	414,200	460,700
	29	255,900	275,700	299,200	317,800	354,100	415,700	461,700
	30	256,700	276,500	300,100	318,900	355,600	417,200	462,400
	31	257,400	277,200	300,900	320,000	357,100	418,800	463,200
	32	258,100	277,900	301,700	321,100	358,600	420,100	464,000
	33	258,900	278,600	302,400	322,200	359,800	421,200	464,700
	34	259,700	279,200	303,200	323,400	361,300	422,300	465,400
	35	260,500	279,700	304,000	324,500	362,800	423,400	466,100
	36	261,200	280,200	304,700	325,600	364,200	424,600	466,900
	37	261,900	280,700	305,500	326,700	365,600	425,900	467,700
	38	262,800	281,300	306,300	327,900	366,600	427,000	468,500
	39	263,700	281,800	307,100	329,000	368,000	428,200	469,200
	40	264,600	282,300	307,900	330,100	369,300	429,300	469,900

41	265,400	282,700	308,600	330,900	370,700	430,500	470,700
42	266,300	283,200	309,600	332,000	372,100	431,500	
43	267,100	283,700	310,600	333,100	373,400	432,600	
44	267,900	284,200	311,600	334,100	374,700	433,700	
45	268,700	284,700	312,500	335,200	376,200	434,800	
46	269,400	285,200	313,500	336,200	377,400	435,300	
47	270,100	285,700	314,500	337,200	378,500	435,900	
48	270,700	286,200	315,400	338,200	379,700	436,300	
49	271,300	286,700	316,300	339,400	380,800	436,900	
50	271,800	287,200	317,300	340,700	381,700	437,400	
51	272,300	287,800	318,300	341,900	382,700	437,800	
52	272,700	288,300	319,300	343,100	383,700	438,300	
53	273,100	288,800	320,100	344,000	384,300	438,800	
54	273,600	289,300	321,100	345,200	385,100	439,200	
55	274,100	289,800	322,100	346,400	385,900	439,500	
56	274,500	290,300	323,100	347,700	386,700	439,800	
57	274,900	290,800	324,000	348,700	387,400	440,200	
58	275,300	291,600	325,000	349,600	388,100		
59	275,700	292,400	326,000	350,700	388,800		
60	276,200	293,100	326,900	352,000	389,500		
61	276,600	293,800	327,800	353,100	390,100		
62	277,000	294,700	329,000	354,300	390,700		
63	277,400	295,600	330,200	355,600	391,400		
64	277,800	296,400	331,400	356,700	392,000		
65	278,200	297,200	332,100	357,600	392,500		
66	278,600	298,100	333,200	358,500	393,000		
67	279,000	298,900	334,300	359,600	393,600		
68	279,400	299,800	335,200	360,700	394,100		
69	279,800	300,600	336,400	361,500	394,500		
70	280,300	301,500	337,100	362,600	395,100		
71	280,800	302,400	338,200	363,700	395,600		
72	281,200	303,300	339,300	364,700	395,900		
73	281,600	304,200	340,400	365,400	396,200		
74	282,200	305,100	341,600	366,200	396,700		
75	282,800	306,000	342,700	367,000	397,100		
76	283,300	306,900	343,800	367,700	397,400		
77	283,800	307,700	344,900	368,300	397,700		
78	284,400	308,700	346,000	368,800	398,200		
79	285,000	309,700	347,000	369,400	398,700		
再雇用職員以外の職員	80	285,500	310,600	348,100	369,900	399,100	
	81	286,000	311,100	349,000	370,500	399,400	
	82	286,500	312,100	350,000	371,000	399,800	
	83	287,000	313,000	350,900	371,500	400,300	
	84	287,500	313,800	351,900	372,000	400,700	

85	288,100	314,600	352,800	372,400	401,100	
86	288,600	315,600	353,600	372,800		
87	289,100	316,600	354,500	373,400		
88	289,600	317,600	355,300	373,900		
89	290,100	318,500	355,900	374,200		
90	290,600	319,600	356,500	374,700		
91	291,100	320,600	357,100	375,100		
92	291,600	321,700	357,700	375,400		
93	292,100	322,500	358,100	376,000		
94	292,700	323,200	358,500	376,500		
95	293,300	323,900	359,000	377,000		
96	293,900	324,500	359,400	377,500		
97	294,500	325,000	359,900	378,000		
98	295,000	325,300	360,300	378,500		
99	295,500	325,900	360,800	379,000		
100	296,000	326,500	361,200	379,400		
101	296,500	326,900	361,500	380,000		
102	297,000	327,500	362,000	380,500		
103	297,500	328,100	362,400	381,000		
104	297,900	328,600	362,700	381,500		
105	298,300	329,000	363,200	382,100		
106	298,800	329,500	363,700	382,500		
107	299,300	330,000	364,200	383,000		
108	299,700	330,500	364,700	383,500		
109	299,900	330,900	365,200	384,100		
110	300,200	331,300	365,700			
111	300,400	331,600	366,200			
112	300,700	331,900	366,600			
113	301,000	332,200	367,000			
114	301,200	332,600	367,400			
115	301,500	332,900	367,900			
116	301,700	333,200	368,400			
117	302,000	333,400	368,800			
118	302,300	333,700	369,300			
119	302,600	334,100	369,800			
120	302,900	334,300	370,300			
121	303,200	334,500	370,600			
122	303,600	334,800				
123	303,900	335,100				
124	304,200	335,400				
125	304,400	335,600				
126	304,600	335,900				
127	304,900	336,300				
128	305,300	336,500				

129	305,500	336,700						
130	305,800	336,900						
131	306,200	337,300						
132	306,600	337,500						
133	306,800	337,800						
134	307,100	338,200						
135	307,400	338,600						
136	307,700	339,000						
137	307,900	339,300						
138	308,200	339,700						
139	308,500	340,100						
140	308,800	340,500						
141	309,000	340,800						
142	309,400	341,200						
143	309,800	341,500						
144	310,100	341,900						
145	310,300	342,200						
146	310,500	342,600						
147	310,800	343,000						
148	311,300	343,400						
149	311,500	343,700						
150	311,700	344,100						
151	312,000	344,500						
152	312,300	344,900						
153	312,700	345,200						
154	312,900							
155	313,100							
156	313,400							
157	313,700							
158	314,000							
159	314,300							
160	314,600							
161	315,000							
162	315,300							
163	315,600							
164	315,900							
165	316,300							
166	316,600							
167	316,900							
168	317,200							
169	317,600							
再雇用職員		242,000	262,600	270,000	280,500	297,100	334,900	380,000

備考 この表は、次の各号に定める者に適用する。

- (1) 病院に勤務し、保健指導又は看護等に従事する助産師、看護師又は准看護師
- (2) 教育職給料表の適用を受けない看護教員

別表第5(第3条関係)

## 教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給 料 月 額	円						
	1	201,600	円	248,400	円	380,000	円	455,800	円
	2	203,900		249,900		381,500		457,600	
	3	206,300		251,300		383,000		459,400	
	4	208,500		252,800		384,400		461,200	
	5	210,700		254,200		385,800		462,800	
	6	213,000		255,400		387,300		464,500	
	7	215,200		256,600		388,800		466,400	
	8	217,500		257,800		390,200		468,100	
	9	219,700		259,200		391,500		469,800	
	10	221,900		260,400		393,000		471,400	
	11	224,100		261,700		394,600		473,000	
	12	226,300		263,000		396,100		474,500	
	13	228,500		264,400		397,500		476,000	
	14	230,700		266,300		399,000		477,300	
	15	232,800		268,100		400,500		478,600	
	16	234,900		269,900		402,000		479,900	
	17	237,000		271,600		403,400		481,100	
	18	238,800		273,800		405,100		481,800	
	19	240,500		276,100		406,700		482,600	
	20	242,300		278,300		408,200		483,300	
	21	244,000		280,500		409,400		483,900	
	22	245,300		282,700		410,800			
	23	246,600		284,900		412,200			
	24	247,900		287,000		413,600			
	25	249,100		289,100		415,200			
	26	250,300		291,000		416,600			
	27	251,500		292,900		417,900			
	28	252,800		294,700		419,300			
	29	253,900		296,500		420,800			
	30	255,100		298,400		422,100			
	31	256,300		300,300		423,600			
	32	257,500		302,000		425,100			
	33	258,600		303,700		426,700			
	34	259,900		305,500		428,100			
	35	261,200		307,200		429,700			
	36	262,500		308,800		431,200			
	37	263,900		310,500		432,900			
	38	265,400		312,200		434,400			
	39	266,700		314,000		436,000			
	40	268,000		315,700		437,600			

	41	269,300	317,000	439,100	
	42	270,300	318,900	440,700	
	43	271,300	320,700	441,900	
	44	272,200	322,400	443,100	
	45	272,900	324,200	444,300	
	46	273,700	326,100	445,600	
	47	274,500	327,800	446,800	
	48	275,300	329,500	448,000	
	49	276,200	331,200	449,100	
	50	277,000	333,000	450,300	
	51	277,700	334,900	451,500	
	52	278,500	336,600	452,700	
	53	279,300	338,300	453,900	
	54	280,100	339,600	455,100	
	55	280,900	340,900	456,300	
	56	281,700	342,200	457,500	
	57	282,400	343,700	458,600	
	58	283,000	345,300	459,200	
	59	283,800	346,900	459,700	
	60	284,700	348,500	460,200	
	61	285,500	350,000	460,800	
	62	286,100	351,600		
	63	286,900	353,200		
	64	287,600	354,700		
	65	288,700	356,200		
	66	289,500	357,800		
	67	290,300	359,500		
	68	291,000	361,000		
	69	291,700	362,500		
	70	292,500	364,100		
	71	293,300	365,700		
	72	294,000	367,200		
	73	294,700	368,700		
	74	295,400	370,400		
	75	296,100	372,000		
	76	296,700	373,500		
	77	297,300	375,000		
	78	298,000	376,400		
	79	298,700	377,800		
	80	299,300	379,100		
再雇用職員以外の職員	81	300,000	380,400		
	82	300,700	381,900		
	83	301,400	383,300		
	84	302,100	384,600		

85	302,800	385,700	
86	303,600	387,100	
87	304,300	388,500	
88	305,000	389,800	
89	305,700	391,000	
90	306,600	392,300	
91	307,400	393,400	
92	308,200	394,600	
93	308,700	395,800	
94	309,500	396,900	
95	310,300	398,100	
96	311,200	399,300	
97	311,900	400,700	
98	312,700	401,700	
99	313,500	402,800	
100	314,200	403,800	
101	315,000	404,700	
102	315,900	405,700	
103	316,800	406,800	
104	317,600	407,900	
105	318,200	408,600	
106	319,000	409,500	
107	319,800	410,400	
108	320,600	411,300	
109	321,300	412,100	
110	321,700	412,900	
111	322,100	413,700	
112	322,600	414,500	
113	323,100	415,100	
114	323,500	415,800	
115	324,000	416,500	
116	324,400	417,200	
117	324,900	417,800	
118	325,400	418,300	
119	325,800	418,700	
120	326,300	419,100	
121	326,800	419,400	
122	327,200	419,700	
123	327,700	420,000	
124	328,200	420,200	
125	328,800	420,400	
126	329,100	420,700	
127	329,400	421,000	
128	329,700	421,200	

129	329,900	421,400			
130	330,200	421,700			
131	330,500	422,000			
132	330,800	422,200			
133	331,000	422,400			
134	331,200	422,700			
135	331,400	423,000			
136	331,700	423,200			
137	332,000	423,400			
138	332,200	423,700			
139	332,500	424,000			
140	332,800	424,200			
141	333,000	424,400			
142	333,200	424,700			
143	333,500	425,000			
144	333,700	425,200			
145	334,000	425,400			
146	334,200				
147	334,500				
148	334,800				
149	335,000				
150	335,200				
151	335,500				
152	335,800				
153	336,000				
再雇用職員	240,500	281,500	339,500	425,500	

備考 この表は、山口県に出向し、萩看護学校に勤務する校長、教頭、教務主任及び講師に適用する。

別表第6(第3条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400

		172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
	41	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
	42	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
	43	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
	44					
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
	49					
	50	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
	51	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
	52	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
	53	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
	54					
	55	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
	56	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
	57	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
	58	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
	59					
	60	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
	61	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
	62	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
	63	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
	64					
	65	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
	66	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
	67	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
	68	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
	69					
再雇用職員以外の職員	69	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
	70	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
	71	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
	72	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
	73					
	73	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
	74	204,200	253,800	284,500	315,600	0
	75	204,700	254,400	285,300	316,100	0
	76	205,300	255,000	286,100	316,600	0
	77					
	77	205,900	255,300	287,000	316,900	0
	78	206,600	255,700	287,800	317,400	0
	79	207,300	256,200	288,600	317,900	0
	80	208,100	256,700	289,400	318,400	0
	81					
	81	208,500	257,300	290,200	318,700	0
	82	209,200	257,800	290,800	319,100	0
	83	209,900	258,300	291,400	319,500	0
	84	210,600	258,800	292,000	319,900	0
	85					
	85	211,300	259,200	292,500	320,400	0
	86	212,000	259,500	293,100	320,800	0
	87	212,700	259,800	293,700	321,200	0
	88	213,400	260,100	294,300	321,600	0
	85					
	86	214,100	260,500	294,800	322,000	0
	87	214,800	260,900	295,400	322,400	0
	88	215,500	261,300	296,000	322,800	0
	88	216,200	261,700	296,600	323,200	0

89	216,800	261,900	297,000	323,500	0	0
90	217,400	262,300	297,500	323,900	0	0
91	218,000	262,700	298,000	324,300	0	0
92	218,600	263,100	298,500	324,700	0	0
93	219,100	263,500	299,000	325,000	0	0
94	219,600	263,900	299,500	325,400	0	0
95	220,100	264,300	300,000	325,800	0	0
96	220,600	264,700	300,500	326,200	0	0
97	221,200	264,900	300,900	326,500	0	0
98	221,700	265,200	301,400	326,900	0	0
99	222,200	265,400	301,900	327,300	0	0
100	222,700	265,700	302,400	327,700	0	0
101	223,300	266,100	302,800	328,000	0	0
102	223,900	266,300	303,200	0	0	0
103	224,500	266,600	303,600	0	0	0
104	225,100	266,900	304,000	0	0	0
105	225,500	267,200	304,400	0	0	0
106	226,000	267,500	304,800	0	0	0
107	226,500	267,800	305,200	0	0	0
108	227,000	268,100	305,600	0	0	0
109	227,200	268,400	306,000	0	0	0
110	227,600	268,700	306,400	0	0	0
111	228,100	269,000	306,800	0	0	0
112	228,600	269,300	307,200	0	0	0
113	229,100	269,600	307,500	0	0	0
114	229,600	269,900	307,900	0	0	0
115	230,100	270,200	308,300	0	0	0
116	230,600	270,500	308,700	0	0	0
117	231,000	270,800	309,000	0	0	0
118	231,400	271,100	309,400	0	0	0
119	231,800	271,400	309,800	0	0	0
120	232,200	271,700	310,200	0	0	0
121	232,600	271,900	310,500	0	0	0
122	0	272,200	310,900	0	0	0
123	0	272,500	311,300	0	0	0
124	0	272,800	311,700	0	0	0
125	0	272,900	311,900	0	0	0
126	0	273,200	312,300	0	0	0
127	0	273,500	312,700	0	0	0
128	0	273,800	313,100	0	0	0
129	0	273,900	313,300	0	0	0
130	0	274,200	313,700	0	0	0
131	0	274,500	314,100	0	0	0
132	0	274,800	314,500	0	0	0
133	0	274,900	314,700	0	0	0
134	0	275,200	0	0	0	0
135	0	275,500	0	0	0	0
136	0	275,800	0	0	0	0
137	0	275,900	0	0	0	0
再雇用職員		192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考 この表は、病院等に勤務する単純な労務に雇用される職員に適用する。

別表第7（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(一般職給料表適用職員) 令和7年3月31日まで適用

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料 月額								
	1	7,100	7,400	6,900	5,300	4,900	4,200	2,900	2,100	2,300
	2	7,100	7,300	6,700	5,300	4,800	4,100	2,900	2,100	2,300
	3	7,100	7,200	6,500	5,300	4,700	3,900	2,800	2,100	2,300
	4	7,100	7,200	6,500	5,300	4,600	3,900	2,800	2,100	2,300
	5	7,100	7,200	6,400	5,300	4,500	3,700	2,800	2,100	2,300
	6	7,300	7,100	6,200	5,300	4,300	3,700	2,700	2,100	2,300
	7	7,400	7,100	6,000	5,100	4,200	3,600	2,700	2,100	2,300
	8	7,500	7,000	5,900	5,000	4,100	3,500	2,500	2,100	2,300
	9	7,800	7,000	5,800	4,800	4,000	3,400	2,400	2,100	2,300
	10	7,900	7,000	5,700	4,700	3,900	3,300	2,300	2,100	2,300
	11	8,000	6,900	5,600	4,600	3,800	3,200	2,200	2,100	2,300
	12	8,100	6,900	5,500	4,500	3,700	3,100	2,000	2,100	2,300
	13	8,300	6,900	5,400	4,300	3,600	2,900	2,000	2,100	2,300
	14	8,300	6,800	5,300	4,200	3,500	2,800	2,000	2,100	2,300
	15	8,400	6,800	5,300	4,000	3,400	2,800	2,000	2,100	2,300
	16	8,400	6,700	5,200	4,000	3,300	2,700	2,000	2,100	2,300
	17	8,500	6,600	5,200	3,900	3,300	2,700	2,000	2,100	2,300
	18	8,600	6,500	5,200	3,800	3,200	2,600	2,000	2,100	2,300
	19	8,600	6,300	5,200	3,600	3,100	2,500	2,000	2,100	2,300
	20	8,700	6,200	5,100	3,600	3,000	2,400	2,000	2,100	2,300
	21	8,800	6,200	5,100	3,500	2,900	2,200	2,000	2,100	2,300
	22	8,500	6,000	5,000	3,400	2,800	2,200	2,000	2,100	2,300
	23	8,300	5,800	4,900	3,300	2,700	2,000	2,000	2,100	2,300
	24	8,100	5,700	4,800	3,200	2,600	1,900	2,000	2,100	2,300
	25	7,800	5,700	4,600	3,200	2,600	1,900	2,000	2,100	2,300
	26	7,800	5,500	4,500	3,100	2,500	1,900	2,000	2,100	2,300
	27	7,700	5,400	4,400	2,900	2,400	1,900	2,000	2,100	2,300
	28	7,600	5,300	4,300	2,800	2,300	1,900	2,000	2,100	2,300
	29	7,500	5,200	4,200	2,800	2,100	1,900	2,000	2,100	2,300
	30	7,500	5,100	4,000	2,700	2,000	1,900	2,000	2,100	2,300
	31	7,400	5,100	3,800	2,600	1,900	1,900	2,000	2,100	2,300
	32	7,400	5,000	3,700	2,500	1,900	1,900	2,000	2,100	2,300
	33	7,400	5,000	3,700	2,500	1,900	1,900	2,000	2,100	2,300
	34	7,300	4,900	3,600	2,400	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	35	7,200	4,900	3,500	2,400	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	36	7,200	4,900	3,400	2,200	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	37	7,100	4,900	3,300	2,100	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	38	7,000	4,800	3,200	2,000	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	39	7,000	4,700	3,100	1,900	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	40	6,900	4,600	3,000	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	41	6,800	4,400	3,000	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,300
	42	6,700	4,300	2,900	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	
	43	6,700	4,200	2,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	
	44	6,600	4,100	2,800	1,700	1,900	1,900	1,900	2,000	
	45	6,600	3,900	2,700	1,700	1,900	1,900	1,900	2,000	
	46	6,500	3,800	2,600	1,700	1,900	1,900	1,900		
	47	6,400	3,700	2,500	1,700	1,900	1,900	1,900		
	48	6,300	3,600	2,400	1,700	1,900	1,900	1,900		

49	6,200	3,500	2,400	1,700	1,900	1,900	1,900
50	6,100	3,400	2,300	1,700	1,800	1,900	1,900
51	6,000	3,300	2,200	1,700	1,800	1,900	1,900
52	5,900	3,200	2,100	1,700	1,800	1,900	1,900
53	5,800	3,100	2,000	1,700	1,800	1,900	1,900
54	5,600	3,000	1,900	1,700	1,800	1,900	1,900
55	5,400	2,900	1,800	1,700	1,800	1,900	1,900
56	5,300	2,900	1,700	1,700	1,800	1,900	1,900
57	5,300	2,800	1,700	1,700	1,800	1,900	1,900
58	5,100	2,700	1,600	1,700	1,800	1,900	1,900
59	5,000	2,600	1,600	1,700	1,800	1,900	1,900
60	4,900	2,600	1,600	1,700	1,800	1,900	1,900
61	4,800	2,400	1,600	1,700	1,800	1,900	1,900
再雇用職員以外の職員	62	4,600	2,400	1,600	1,700	1,800	1,900
	63	4,500	2,300	1,600	1,700	1,800	1,900
	64	4,500	2,100	1,600	1,700	1,800	1,900
	65	4,400	2,100	1,600	1,700	1,800	1,800
	66	4,300	2,100	1,600	1,700	1,700	1,800
	67	4,300	2,000	1,600	1,700	1,700	1,800
	68	4,200	1,900	1,600	1,700	1,700	1,800
	69	4,100	1,800	1,600	1,700	1,700	1,800
	70	4,000	1,700	1,600	1,700	1,700	1,800
	71	4,000	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800
	72	3,900	1,500	1,600	1,700	1,700	1,800
	73	3,900	1,500	1,600	1,700	1,700	1,800
	74	3,800	1,500	1,600	1,700	1,700	1,800
	75	3,800	1,500	1,600	1,700	1,700	1,800
	76	3,700	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	77	3,700	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	78	3,600	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	79	3,500	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	80	3,500	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	81	3,400	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	82	3,400	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	83	3,300	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	84	3,300	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	85	3,300	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800
	86	3,200	1,400	1,600	1,700	1,700	
	87	3,200	1,400	1,600	1,700	1,700	
	88	3,200	1,400	1,600	1,700	1,700	
	89	3,100	1,400	1,600	1,700	1,700	
	90	3,100	1,400	1,600	1,700	1,700	
	91	3,100	1,400	1,600	1,700	1,700	
	92	3,100	1,400	1,600	1,700	1,700	
	93	3,100	1,400	1,600	1,700	1,700	
	94		1,400	1,600			
	95		1,400	1,500			
	96		1,400	1,500			
	97		1,400	1,500			
	98		1,400	1,500			
	99		1,400	1,500			
	100		1,400	1,500			
	101		1,400	1,500			
	102		1,400	1,500			
	103		1,400	1,500			
	104		1,400	1,500			

105		1,400	1,500							
106		1,400	1,500							
107		1,400	1,500							
108		1,400	1,500							
109		1,400	1,500							
110		1,400	1,500							
111		1,400	1,500							
112		1,400	1,500							
113		1,400	1,500							
114		1,400								
115		1,400								
116		1,400								
117		1,400								
118		1,400								
119		1,400								
120		1,400								
121		1,400								
122		1,400								
123		1,400								
124		1,300								
125		1,300								
再雇用職員		1,200	1,300	1,500	1,600	1,600	1,700	1,900	2,000	2,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第8（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(医療職給料表(二)適用職員) 令和7年3月31日まで適用

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円	円	円	円	円	円
	1	7,100	8,200	7,500	6,700	5,500	3,700	2,300
	2	7,400	8,100	7,400	6,600	5,400	3,700	2,200
	3	7,600	8,000	7,400	6,500	5,200	3,600	2,100
	4	7,800	8,000	7,400	6,400	5,100	3,500	2,000
	5	8,000	7,900	7,400	6,200	5,000	3,500	2,000
	6	8,100	7,900	7,200	6,100	4,800	3,400	2,000
	7	8,200	7,800	7,100	6,000	4,700	3,200	2,000
	8	8,300	7,700	7,000	5,900	4,500	3,100	2,000
	9	8,300	7,600	7,000	5,800	4,400	3,000	2,000
	10	8,400	7,500	6,900	5,800	4,300	2,900	2,000
	11	8,500	7,500	6,700	5,800	4,300	2,800	2,000
	12	8,600	7,400	6,600	5,800	4,200	2,700	2,000
	13	8,600	7,400	6,500	5,700	4,100	2,700	2,000
	14	8,700	7,300	6,300	5,600	4,000	2,600	2,000
	15	8,800	7,300	6,200	5,600	3,900	2,500	2,000
	16	8,900	7,200	6,100	5,500	3,800	2,400	2,000
	17	9,000	7,100	6,100	5,300	3,700	2,300	2,000
	18	8,900	7,100	5,900	5,200	3,600	2,200	2,000
	19	8,800	7,000	5,900	5,000	3,400	2,100	2,000
	20	8,700	7,000	5,800	4,900	3,300	1,900	2,000
	21	8,700	7,000	5,600	4,800	3,300	1,900	2,000
	22	8,500	7,000	5,600	4,600	3,200	1,900	2,000
	23	8,300	6,900	5,600	4,500	3,100	1,900	2,000
	24	8,200	6,800	5,600	4,400	2,900	1,900	2,000
	25	8,000	6,600	5,600	4,300	2,800	1,900	2,000
	26	7,900	6,500	5,600	4,200	2,800	1,900	2,000
	27	7,900	6,400	5,600	4,100	2,700	1,900	2,000
	28	7,800	6,300	5,500	3,900	2,600	1,900	2,000
	29	7,700	6,200	5,300	3,900	2,600	1,900	2,000
	30	7,600	6,100	5,100	3,800	2,500	1,900	2,000
	31	7,600	5,900	4,900	3,700	2,400	1,900	2,000
	32	7,500	5,700	4,800	3,600	2,300	1,900	2,000
	33	7,300	5,700	4,700	3,500	2,300	1,900	2,000
	34	7,200	5,600	4,500	3,400	2,200	1,900	2,000
	35	7,000	5,500	4,400	3,300	2,000	1,900	2,000
	36	6,900	5,400	4,200	3,100	1,900	1,900	2,000
	37	6,800	5,300	4,100	3,100	1,900	1,900	1,900
	38	6,700	5,200	4,000	2,900	1,900	1,900	1,900
	39	6,700	5,100	3,900	2,800	1,800	1,900	1,900
	40	6,600	5,000	3,800	2,800	1,800	1,900	1,900
	41	6,500	5,000	3,700	2,600	1,800	1,900	1,900
	42	6,500	5,000	3,600	2,500	1,800	1,900	1,900
	43	6,400	5,000	3,500	2,400	1,800	1,900	1,900
	44	6,300	5,000	3,400	2,300	1,800	1,900	1,900
	45	6,100	4,900	3,300	2,300	1,800	1,900	1,900
	46	6,000	4,800	3,200	2,300	1,800	1,900	1,900
	47	5,900	4,700	3,100	2,200	1,800	1,900	1,900
	48	5,700	4,600	3,000	2,000	1,800	1,900	1,900

49	5,600	4,400	2,900	1,900	1,800	1,900	1,900
50	5,500	4,300	2,800	1,900	1,800	1,900	1,900
51	5,400	4,100	2,800	1,800	1,800	1,900	1,900
52	5,300	4,000	2,600	1,700	1,800	1,900	1,900
53	5,300	3,900	2,500	1,700	1,800	1,900	1,900
54	5,100	3,800	2,400	1,700	1,800	1,900	
55	5,000	3,700	2,400	1,700	1,800	1,900	
56	4,900	3,500	2,300	1,700	1,800	1,900	
再雇用職員以外の職員	57	4,800	3,500	2,300	1,700	1,800	1,800
	58	4,700	3,400	2,200	1,700	1,800	1,800
	59	4,600	3,300	2,200	1,700	1,800	1,800
	60	4,600	3,200	2,000	1,700	1,800	1,800
	61	4,500	3,100	2,000	1,700	1,800	1,800
	62	4,400	3,000	1,900	1,700	1,800	1,800
	63	4,400	2,900	1,800	1,700	1,800	1,800
	64	4,300	2,800	1,700	1,700	1,800	1,800
	65	4,200	2,800	1,600	1,700	1,800	1,800
	66	4,100	2,700	1,600	1,700	1,700	
67	4,000	2,700	1,600	1,700	1,700	1,700	
68	4,000	2,600	1,600	1,700	1,700	1,700	
69	3,900	2,500	1,600	1,700	1,700		
70	3,800	2,400	1,600	1,700	1,700		
71	3,800	2,200	1,600	1,700	1,700		
72	3,700	2,100	1,600	1,700	1,700		
73	3,600	2,100	1,600	1,700	1,700		
74	3,600	2,100	1,600	1,700	1,700		
75	3,500	2,000	1,600	1,700	1,700		
76	3,400	1,900	1,600	1,700	1,700		
77	3,400	1,800	1,600	1,700	1,700		
78	3,400	1,700	1,600	1,700	1,700		
79	3,400	1,600	1,600	1,700	1,700		
80	3,400	1,500	1,600	1,700	1,700		
81	3,400	1,500	1,600	1,700	1,700		
82	3,400	1,400	1,600	1,700	1,700		
83	3,400	1,400	1,600	1,600	1,700		
84	3,400	1,400	1,600	1,600	1,700		
85	3,400	1,400	1,600	1,600	1,700		
86		1,400	1,600	1,600			
87		1,400	1,600	1,600			
88		1,400	1,600	1,600			
89		1,400	1,600	1,600			
90		1,400	1,600	1,600			
91		1,400	1,600	1,600			
92		1,400	1,500	1,600			
93		1,400	1,500	1,600			
94		1,400	1,500	1,600			
95		1,400	1,500	1,600			
96		1,400	1,500	1,600			
97		1,400	1,500	1,600			
98		1,400	1,500	1,600			
99		1,400	1,500	1,600			
100		1,400	1,500	1,600			
101		1,400	1,500	1,600			
102		1,400	1,500	1,600			
103		1,400	1,500	1,600			
104		1,400	1,500	1,600			

105			1,400		1,500		1,600			
106					1,500					
107					1,500					
108					1,500					
109					1,500					
110					1,500					
111					1,500					
112					1,500					
113					1,500					
再雇用職員		1,300	1,300	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900		

備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 調剤に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理に従事する栄養士
- (3) 公認心理師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、胚培養士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士又は遺伝カウンセラー

別表第9（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(医療職給料表(三)適用職員) 令和7年3月31日まで適用

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	8,100	9,800	8,000	6,900	5,600	3,300	2,000
	2	8,200	9,900	7,900	6,800	5,600	3,300	2,000
	3	8,300	10,000	7,800	6,800	5,400	3,200	2,000
	4	8,300	10,100	7,700	6,700	5,300	3,100	2,000
	5	8,400	10,100	7,600	6,700	5,200	3,000	2,000
	6	8,600	9,900	7,500	6,600	5,000	2,800	2,000
	7	8,700	9,600	7,400	6,500	4,800	2,800	2,000
	8	8,700	9,300	7,400	6,500	4,700	2,600	2,000
	9	8,900	9,100	7,300	6,300	4,500	2,600	2,000
	10	9,000	9,000	7,200	6,300	4,400	2,500	2,000
	11	9,100	9,000	7,100	6,200	4,300	2,500	2,000
	12	9,200	9,000	7,100	6,100	4,200	2,400	2,000
	13	9,400	8,800	7,000	6,000	4,200	2,200	2,000
	14	9,400	8,700	6,900	5,800	4,000	2,100	2,000
	15	9,400	8,600	6,800	5,700	3,900	2,000	2,000
	16	9,400	8,600	6,600	5,600	3,700	1,900	2,000
	17	9,400	8,500	6,600	5,500	3,600	1,900	2,000
	18	9,400	8,400	6,500	5,400	3,500	1,900	2,000
	19	9,400	8,400	6,400	5,300	3,400	1,900	2,000
	20	9,400	8,400	6,300	5,100	3,300	1,900	2,000
	21	9,400	8,400	6,300	4,900	3,200	1,900	2,000
	22	9,200	8,200	6,200	4,800	3,200	1,900	2,000
	23	9,100	8,000	6,100	4,700	3,000	1,900	2,000
	24	8,900	7,900	6,000	4,600	2,900	1,900	2,000
	25	8,800	7,900	5,900	4,500	2,800	1,900	2,000
	26	8,700	7,800	5,900	4,400	2,800	1,900	2,000
	27	8,600	7,700	5,800	4,200	2,700	1,900	2,000
	28	8,600	7,600	5,700	4,000	2,600	1,900	2,000
	29	8,500	7,400	5,500	3,900	2,600	1,900	2,000
	30	8,500	7,400	5,400	3,800	2,500	1,900	2,000
	31	8,500	7,400	5,200	3,700	2,400	1,900	2,000
	32	8,500	7,400	5,000	3,600	2,300	1,900	2,000
	33	8,400	7,300	4,900	3,500	2,100	1,900	2,000
	34	8,300	7,200	4,700	3,400	2,100	1,900	2,000
	35	8,200	7,100	4,600	3,300	2,000	1,900	2,000
	36	8,000	7,000	4,500	3,200	1,900	1,900	2,000
	37	7,900	7,000	4,300	3,100	1,800	1,900	2,000
	38	7,800	6,900	4,200	3,100	1,800	1,900	2,000
	39	7,700	6,700	4,100	3,000	1,800	1,900	2,000
	40	7,600	6,600	4,000	2,800	1,800	1,900	2,000
	41	7,600	6,600	3,900	2,700	1,800	1,900	2,000
	42	7,500	6,500	3,800	2,700	1,800	1,900	2,000
	43	7,500	6,400	3,700	2,600	1,800	1,900	2,000
	44	7,400	6,400	3,500	2,500	1,800	1,900	2,000
	45	7,400	6,300	3,400	2,500	1,800	1,900	2,000
	46	7,300	6,200	3,300	2,400	1,800	1,900	2,000
	47	7,200	6,200	3,200	2,300	1,800	1,900	2,000
	48	7,100	6,100	3,100	2,100	1,800	1,900	2,000

49	7,100	6,000	3,000	2,100	1,800	1,900	2,000
50	6,900	5,900	3,000	2,000	1,800	1,900	2,000
51	6,800	5,900	2,900	1,900	1,800	1,900	2,000
52	6,600	5,700	2,800	1,900	1,800	1,900	2,000
53	6,600	5,600	2,600	1,800	1,800	1,900	2,000
54	6,500	5,400	2,500	1,800	1,800	1,900	2,000
55	6,300	5,200	2,400	1,800	1,800	1,900	2,000
56	6,200	5,000	2,300	1,700	1,800	1,900	2,000
57	6,100	4,800	2,300	1,700	1,800	1,900	2,000
58	5,900	4,600	2,300	1,700	1,800	1,900	
59	5,900	4,400	2,200	1,700	1,800	1,900	
60	5,800	4,200	2,100	1,700	1,800	1,900	
61	5,700	4,100	2,000	1,700	1,800	1,900	
62	5,600	4,000	1,900	1,700	1,800	1,900	
63	5,500	3,900	1,900	1,700	1,800	1,900	
64	5,400	3,800	1,800	1,700	1,800	1,900	
65	5,300	3,700	1,700	1,700	1,800	1,900	
66	5,200	3,600	1,600	1,700	1,800	1,900	
67	5,200	3,500	1,600	1,700	1,700	1,900	
68	5,100	3,500	1,600	1,700	1,700	1,900	
69	5,000	3,400	1,600	1,700	1,700	1,900	
70	5,000	3,200	1,600	1,700	1,700		
71	4,900	3,100	1,600	1,700	1,700		
72	4,800	3,000	1,600	1,700	1,700		
73	4,500	3,000	1,600	1,700	1,700		
74	4,300	2,800	1,600	1,700	1,700		
75	4,200	2,800	1,600	1,700	1,700		
76	4,000	2,700	1,600	1,700	1,700		
77	3,900	2,500	1,600	1,700	1,700		
78	3,800	2,400	1,600	1,700	1,700		
79	3,700	2,300	1,600	1,700	1,700		
再雇用職員以外の職員	80	3,600	2,200	1,600	1,700	1,700	
81	3,500	2,200	1,600	1,700	1,700		
82	3,400	2,200	1,600	1,700	1,700		
83	3,200	2,100	1,600	1,700	1,700		
84	3,200	2,000	1,600	1,700	1,700		
85	3,200	1,900	1,600	1,700	1,700		
86	3,100	1,900	1,600	1,700	1,700		
87	3,000	1,800	1,600	1,700	1,700		
88	3,000	1,800	1,600	1,700	1,700		
89	2,900	1,700	1,600	1,700	1,700		
90	2,800	1,700	1,600	1,700	1,700		
91	2,700	1,600	1,600	1,700	1,700		
92	2,600	1,600	1,600	1,700	1,700		
93	2,500	1,600	1,600	1,700	1,700		
94	2,300	1,600	1,600	1,700			
95	2,200	1,600	1,600	1,700			
96	2,100	1,600	1,600	1,600			
97	2,100	1,600	1,600	1,600			
98	2,100	1,600	1,600	1,600			
99	2,100	1,600	1,600	1,600			
100	1,900	1,600	1,600	1,600			
101	1,900	1,600	1,600	1,600			
102	1,800	1,600	1,600	1,600			
103	1,700	1,600	1,600	1,600			
104	1,500	1,600	1,600	1,600			

105	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
106	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
107	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
108	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
109	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
110	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
111	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
112	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
113	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
114	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600		
115	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
116	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
117	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
118	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
119	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
120	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
121	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
122	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
123	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600		
124	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600		
125	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600		
126	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600		
127	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600		
128	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600		

129	1,400	1,500						
130	1,400	1,500						
131	1,400	1,500						
132	1,400	1,500						
133	1,400	1,500						
134	1,400	1,500						
135	1,400	1,500						
136	1,400	1,500						
137	1,400	1,500						
138	1,400	1,500						
139	1,400	1,500						
140	1,400	1,500						
141	1,400	1,500						
142	1,400	1,500						
143	1,400	1,500						
144	1,400	1,500						
145	1,400	1,500						
146	1,400	1,500						
147	1,400	1,500						
148	1,400	1,500						
149	1,400	1,500						
150	1,400	1,500						
151	1,400	1,500						
152	1,400	1,500						
153	1,400	1,500						
154	1,400							
155	1,400							
156	1,400							
157	1,400							
158	1,400							
159	1,400							
160	1,400							
161	1,400							
162	1,400							
163	1,400							
164	1,400							
165	1,400							
166	1,400							
167	1,400							
168	1,400							
169	1,400							
再雇用職員		1,500	1,500	1,600	1,700	1,700	1,900	1,900

備考 この表は、次の各号に定める者に適用する。

(1) 病院に勤務し、保健指導又は看護等に従事する助産師、看護師又は准看護師

(2) 教育職給料表の適用を受けない看護教員

別表第10（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(教育職給料表適用職員) 令和7年3月31日まで適用

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	7,500	8,800	5,800	2,100
	2	7,800	8,800	5,600	2,100
	3	8,100	8,700	5,500	2,100
	4	8,300	8,700	5,300	2,100
	5	8,500	8,600	5,100	2,100
	6	8,600	8,600	5,000	2,100
	7	8,700	8,600	4,800	2,100
	8	8,800	8,600	4,800	2,100
	9	9,000	8,500	4,700	2,100
	10	9,000	8,300	4,600	2,100
	11	9,100	8,200	4,400	2,100
	12	9,200	8,100	4,200	2,100
	13	9,200	8,000	4,000	2,100
	14	9,200	8,000	3,900	2,100
	15	9,200	8,000	3,800	2,100
	16	9,200	7,900	3,700	2,100
	17	9,200	7,900	3,700	2,100
	18	9,100	7,900	3,600	2,100
	19	8,900	7,800	3,500	2,100
	20	8,900	7,700	3,300	2,100
	21	8,700	7,700	3,300	2,100
	22	8,600	7,600	3,100	2,100
	23	8,500	7,600	3,100	2,100
	24	8,500	7,500	2,900	2,100
	25	8,400	7,500	2,900	2,100
	26	8,400	7,400	2,800	2,100
	27	8,400	7,200	2,800	2,100
	28	8,400	7,100	2,700	2,100
	29	8,300	7,000	2,500	2,100
	30	8,200	6,800	2,400	2,100
	31	8,100	6,700	2,300	2,100
	32	8,000	6,600	2,200	2,100
	33	7,900	6,500	2,100	2,100
	34	7,800	6,400	2,100	2,100
	35	7,600	6,200	2,100	2,100
	36	7,500	6,100	2,000	2,100
	37	7,500	6,000	2,000	2,100
	38	7,500	6,000	2,000	
	39	7,500	6,000	2,000	
	40	7,400	6,000	2,000	
	41	7,400	6,000	2,000	
	42	7,300	5,900	2,000	
	43	7,200	5,900	2,000	
	44	7,200	5,800	2,000	
	45	7,000	5,700	2,000	
	46	6,900	5,600	2,000	
	47	6,700	5,500	2,000	
	48	6,700	5,300	2,000	

	49	6,600	5,200	2,000
	50	6,500	5,000	2,000
	51	6,300	4,900	2,000
	52	6,100	4,800	2,000
	53	6,000	4,600	2,000
	54	5,900	4,600	2,000
	55	5,700	4,500	2,000
	56	5,700	4,500	2,000
	57	5,600	4,400	2,000
	58	5,500	4,300	2,000
	59	5,500	4,100	2,000
	60	5,400	4,000	2,000
	61	5,400	3,900	2,000
	62	5,300	3,800	2,000
	63	5,300	3,700	2,000
	64	5,300	3,500	2,000
	65	5,300	3,500	1,900
	66	5,100	3,300	1,900
	67	4,900	3,200	1,900
	68	4,700	3,000	1,900
	69	4,600	2,900	1,900
	70	4,500	2,800	1,900
	71	4,300	2,800	1,900
	72	4,200	2,600	1,900
	73	4,100	2,600	1,900
	74	4,000	2,500	1,900
	75	3,900	2,400	1,900
	76	3,700	2,300	1,900
	77	3,700	2,200	1,900
	78	3,600	2,100	
再雇用職員以外の職員	79	3,500	2,000	
	80	3,400	1,900	
	81	3,400	1,900	
	82	3,300	1,900	
	83	3,200	1,900	
	84	3,100	1,900	
	85	3,000	1,900	
	86	2,900	1,900	
	87	2,800	1,900	
	88	2,700	1,900	
	89	2,600	1,900	
	90	2,500	1,900	
	91	2,400	1,900	
	92	2,300	1,900	
	93	2,300	1,900	
	94	2,300	1,900	
	95	2,200	1,900	
	96	2,100	1,900	
	97	2,000	1,900	
	98	1,900	1,900	
	99	1,800	1,900	
	100	1,700	1,900	
	101	1,700	1,900	
	102	1,700	1,900	
	103	1,600	1,900	
	104	1,600	1,900	

105	1,600	1,900			
106	1,500	1,900			
107	1,500	1,900			
108	1,500	1,900			
109	1,500	1,900			
110	1,500	1,900			
111	1,500	1,900			
112	1,500	1,900			
113	1,500	1,900			
114	1,500	1,900			
115	1,500	1,900			
116	1,500	1,900			
117	1,500	1,900			
118	1,500	1,900			
119	1,500	1,900			
120	1,500	1,900			
121	1,500	1,800			
122	1,500	1,800			
123	1,500	1,800			
124	1,500	1,800			
125	1,500	1,800			
126	1,500	1,800			
127	1,500	1,800			
128	1,500	1,800			
129	1,500	1,800			
130	1,500	1,800			
131	1,500	1,800			
132	1,500	1,800			
133	1,500	1,800			
134	1,500	1,800			
135	1,500	1,800			
136	1,500	1,800			
137	1,500	1,800			
138	1,500	1,800			
139	1,500	1,800			
140	1,500	1,800			
141	1,500	1,800			
142	1,500	1,800			
143	1,500	1,800			
144	1,500	1,800			
145	1,500	1,800			
146	1,500				
147	1,500				
148	1,500				
149	1,500				
150	1,500				
151	1,500				
152	1,500				
153	1,500				
再雇用職員		1,300	1,400	1,700	2,100

備考 この表は、山口県に出向し、萩看護学校に勤務する校長、教頭、教務主任及び講師に適用する。

別表第11（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(一般職給料表適用職員) 令和7年4月1日以降適用

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料 月額								
	1	7,100	7,400	6,400	4,800	4,000	2,900	2,000	2,100	2,300
	2	7,100	7,300	6,200	4,700	3,900	2,800	2,000	2,100	2,300
	3	7,100	7,200	6,000	4,600	3,800	2,800	2,000	2,100	2,300
	4	7,100	7,200	5,900	4,500	3,700	2,700	2,000	2,100	2,300
	5	7,100	7,200	5,800	4,300	3,600	2,700	2,000		2,300
	6	7,300	7,100	5,700	4,200	3,500	2,600	2,000		2,300
	7	7,400	7,100	5,600	4,000	3,400	2,500	2,000		
	8	7,500	7,000	5,500	4,000	3,300	2,400	2,000		
	9	7,800	7,000	5,400	3,900	3,300	2,200	2,000		
	10	7,900	7,000	5,300	3,800	3,200	2,200	2,000		
	11	8,000	6,900	5,300	3,600	3,100	2,000	2,000		
	12	8,100	6,900	5,200	3,600	3,000	1,900	2,000		
	13	8,300	6,900	5,200	3,500	2,900	1,900	2,000		
	14	8,300	6,800	5,200	3,400	2,800	1,900	2,000		
	15	8,400	6,800	5,200	3,300	2,700	1,900	2,000		
	16	8,400	6,700	5,100	3,200	2,600	1,900	2,000		
	17	8,500	6,600	5,100	3,200	2,600	1,900	2,000		
	18	8,600	6,500	5,000	3,100	2,500	1,900	2,000		
	19	8,600	6,300	4,900	2,900	2,400	1,900	2,000		
	20	8,700	6,200	4,800	2,800	2,300	1,900	2,000		
	21	8,800	6,200	4,600	2,800	2,100	1,900	2,000		
	22	8,500	6,000	4,500	2,700	2,000	1,900	2,000		
	23	8,300	5,800	4,400	2,600	1,900	1,900	2,000		
	24	8,100	5,700	4,300	2,500	1,900	1,900	2,000		
	25	7,800	5,700	4,200	2,500	1,900	1,900	2,000		
	26	7,800	5,500	4,000	2,400	1,900	1,900	2,000		
	27	7,700	5,400	3,800	2,400	1,900	1,900	2,000		
	28	7,600	5,300	3,700	2,200	1,900	1,900	1,900		
	29	7,500	5,200	3,700	2,100	1,900	1,900	1,900		
	30	7,500	5,100	3,600	2,000	1,900	1,900	1,900		
	31	7,400	5,100	3,500	1,900	1,900	1,900	1,900		
	32	7,400	5,000	3,400	1,800	1,900	1,900	1,900		
	33	7,400	5,000	3,300	1,800	1,900	1,900	1,900		
	34	7,300	4,900	3,200	1,800	1,900	1,900	1,900		
	35	7,200	4,900	3,100	1,800	1,900	1,900	1,900		
	36	7,200	4,900	3,000	1,700	1,900	1,900	1,900		
	37	7,100	4,900	3,000	1,700	1,900	1,900	1,900		
	38	7,000	4,800	2,900	1,700	1,900	1,900	1,900		
	39	7,000	4,700	2,800	1,700	1,900	1,900	1,900		
	40	6,900	4,600	2,800	1,700	1,900	1,900	1,900		
	41	6,800	4,400	2,700	1,700	1,900	1,900	1,900		
	42	6,700	4,300	2,600	1,700	1,800	1,900	1,900		
	43	6,700	4,200	2,500	1,700	1,800	1,900	1,900		
	44	6,600	4,100	2,400	1,700	1,800	1,900	1,900		
	45	6,600	3,900	2,400	1,700	1,800	1,900	1,900		
	46	6,500	3,800	2,300	1,700	1,800	1,900	1,900		
	47	6,400	3,700	2,200	1,700	1,800	1,900	1,900		
	48	6,300	3,600	2,100	1,700	1,800	1,900	1,900		

49	6,200	3,500	2,000	1,700	1,800	1,900
50	6,100	3,400	1,900	1,700	1,800	1,900
51	6,000	3,300	1,800	1,700	1,800	1,900
52	5,900	3,200	1,700	1,700	1,800	1,900
53	5,800	3,100	1,700	1,700	1,800	1,800
54	5,600	3,000	1,600	1,700	1,800	1,800
55	5,400	2,900	1,600	1,700	1,800	1,800
56	5,300	2,900	1,600	1,700	1,800	1,800
57	5,300	2,800	1,600	1,700	1,800	1,800
58	5,100	2,700	1,600	1,700	1,700	1,800
59	5,000	2,600	1,600	1,700	1,700	1,800
60	4,900	2,600	1,600	1,700	1,700	1,800
61	4,800	2,400	1,600	1,700	1,700	1,800
再雇用職員以外の職員	62	4,600	2,400	1,600	1,700	1,700
	63	4,500	2,300	1,600	1,700	1,700
	64	4,500	2,100	1,600	1,700	1,800
	65	4,400	2,100	1,600	1,700	1,800
	66	4,300	2,100	1,600	1,700	1,800
	67	4,300	2,000	1,600	1,700	1,800
	68	4,200	1,900	1,600	1,700	1,800
	69	4,100	1,800	1,600	1,700	1,700
	70	4,000	1,700	1,600	1,700	1,800
	71	4,000	1,600	1,600	1,700	1,800
	72	3,900	1,500	1,600	1,700	1,800
	73	3,900	1,500	1,600	1,700	1,700
	74	3,800	1,500	1,600	1,700	1,700
	75	3,800	1,500	1,600	1,700	1,700
	76	3,700	1,400	1,600	1,700	1,700
	77	3,700	1,400	1,600	1,700	1,700
	78	3,600	1,400	1,600	1,700	1,700
	79	3,500	1,400	1,600	1,700	1,700
	80	3,500	1,400	1,600	1,700	1,700
	81	3,400	1,400	1,600	1,700	1,700
	82	3,400	1,400	1,600	1,700	1,700
	83	3,300	1,400	1,600	1,700	1,700
	84	3,300	1,400	1,600	1,700	1,700
	85	3,300	1,400	1,600	1,700	1,700
	86	3,200	1,400	1,600		
	87	3,200	1,400	1,600		
	88	3,200	1,400	1,600		
	89	3,100	1,400	1,600		
	90	3,100	1,400	1,600		
	91	3,100	1,400	1,500		
	92	3,100	1,400	1,500		
	93	3,100	1,400	1,500		
	94		1,400	1,500		
	95		1,400	1,500		
	96		1,400	1,500		
	97		1,400	1,500		
	98		1,400	1,500		
	99		1,400	1,500		
	100		1,400	1,500		
	101		1,400	1,500		
	102		1,400	1,500		
	103		1,400	1,500		
	104		1,400	1,500		

105		1,400	1,500							
106		1,400	1,500							
107		1,400	1,500							
108		1,400	1,500							
109		1,400	1,500							
110		1,400								
111		1,400								
112		1,400								
113		1,400								
114		1,400								
115		1,400								
116		1,400								
117		1,400								
118		1,400								
119		1,400								
120		1,400								
121		1,400								
122		1,400								
123		1,400								
124		1,300								
125		1,300								
再雇用職員		1,200	1,300	1,500	1,600	1,600	1,700	1,900	2,000	2,200

備考 この表は、他の処遇調整手当月額表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第12（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(医療職給料表(二)適用職員) 令和7年4月1日以降適用

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
			円	円	円	円	円	円
	1	7,100	8,200	7,400	6,200	4,400	2,700	2,000
	2	7,400	8,100	7,200	6,100	4,300	2,600	2,000
	3	7,600	8,000	7,100	6,000	4,300	2,500	2,000
	4	7,800	8,000	7,000	5,900	4,200	2,400	2,000
	5	8,000	7,900	7,000	5,800	4,100	2,300	2,000
	6	8,100	7,900	6,900	5,800	4,000	2,200	2,000
	7	8,200	7,800	6,700	5,800	3,900	2,100	2,000
	8	8,300	7,700	6,600	5,800	3,800	1,900	2,000
	9	8,300	7,600	6,500	5,700	3,700	1,900	2,000
	10	8,400	7,500	6,300	5,600	3,600	1,900	2,000
	11	8,500	7,500	6,200	5,600	3,400	1,900	2,000
	12	8,600	7,400	6,100	5,500	3,300	1,900	2,000
	13	8,600	7,400	6,100	5,300	3,300	1,900	2,000
	14	8,700	7,300	5,900	5,200	3,200	1,900	2,000
	15	8,800	7,300	5,900	5,000	3,100	1,900	2,000
	16	8,900	7,200	5,800	4,900	2,900	1,900	2,000
	17	9,000	7,100	5,600	4,800	2,800	1,900	2,000
	18	8,900	7,100	5,600	4,600	2,800	1,900	2,000
	19	8,800	7,000	5,600	4,500	2,700	1,900	2,000
	20	8,700	7,000	5,600	4,400	2,600	1,900	2,000
	21	8,700	7,000	5,600	4,300	2,600	1,900	1,900
	22	8,500	7,000	5,600	4,200	2,500	1,900	1,900
	23	8,300	6,900	5,600	4,100	2,400	1,900	1,900
	24	8,200	6,800	5,500	3,900	2,300	1,900	1,900
	25	8,000	6,600	5,300	3,900	2,300	1,900	1,900
	26	7,900	6,500	5,100	3,800	2,200	1,900	1,900
	27	7,900	6,400	4,900	3,700	2,000	1,900	1,900
	28	7,800	6,300	4,800	3,600	1,900	1,900	1,900
	29	7,700	6,200	4,700	3,500	1,900	1,900	1,900
	30	7,600	6,100	4,500	3,400	1,900	1,900	1,900
	31	7,600	5,900	4,400	3,300	1,800	1,900	1,900
	32	7,500	5,700	4,200	3,100	1,800	1,900	1,900
	33	7,300	5,700	4,100	3,100	1,800	1,900	1,900
	34	7,200	5,600	4,000	2,900	1,800	1,900	1,900
	35	7,000	5,500	3,900	2,800	1,800	1,900	1,900
	36	6,900	5,400	3,800	2,800	1,800	1,900	1,900
	37	6,800	5,300	3,700	2,600	1,800	1,900	1,900
	38	6,700	5,200	3,600	2,500	1,800	1,900	
	39	6,700	5,100	3,500	2,400	1,800	1,900	
	40	6,600	5,000	3,400	2,300	1,800	1,900	
	41	6,500	5,000	3,300	2,300	1,800	1,900	
	42	6,500	5,000	3,200	2,300	1,800	1,900	
	43	6,400	5,000	3,100	2,200	1,800	1,900	
	44	6,300	5,000	3,000	2,000	1,800	1,900	
	45	6,100	4,900	2,900	1,900	1,800	1,800	
	46	6,000	4,800	2,800	1,900	1,800	1,800	
	47	5,900	4,700	2,800	1,800	1,800	1,800	
	48	5,700	4,600	2,600	1,700	1,800	1,800	

49	5,600	4,400	2,500	1,700	1,800	1,800	
50	5,500	4,300	2,400	1,700	1,800	1,800	
51	5,400	4,100	2,400	1,700	1,800	1,800	
52	5,300	4,000	2,300	1,700	1,800	1,800	
53	5,300	3,900	2,300	1,700	1,800	1,800	
54	5,100	3,800	2,200	1,700	1,800		
55	5,000	3,700	2,200	1,700	1,800		
56	4,900	3,500	2,000	1,700	1,800		
再雇用職員以外の職員	57	4,800	3,500	2,000	1,700	1,800	
	58	4,700	3,400	1,900	1,700	1,700	
	59	4,600	3,300	1,800	1,700	1,700	
	60	4,600	3,200	1,700	1,700	1,700	
	61	4,500	3,100	1,600	1,700	1,700	
	62	4,400	3,000	1,600	1,700	1,700	
	63	4,400	2,900	1,600	1,700	1,700	
	64	4,300	2,800	1,600	1,700	1,700	
	65	4,200	2,800	1,600	1,700	1,700	
	66	4,100	2,700	1,600	1,700	1,700	
	67	4,000	2,700	1,600	1,700	1,700	
	68	4,000	2,600	1,600	1,700	1,700	
	69	3,900	2,500	1,600	1,700	1,700	
	70	3,800	2,400	1,600	1,700	1,700	
	71	3,800	2,200	1,600	1,700	1,700	
	72	3,700	2,100	1,600	1,700	1,700	
	73	3,600	2,100	1,600	1,700	1,700	
	74	3,600	2,100	1,600	1,700	1,700	
	75	3,500	2,000	1,600	1,700	1,700	
	76	3,400	1,900	1,600	1,700	1,700	
	77	3,400	1,800	1,600	1,700	1,700	
	78	3,400	1,700	1,600	1,700		
	79	3,400	1,600	1,600	1,600		
	80	3,400	1,500	1,600	1,600		
	81	3,400	1,500	1,600	1,600		
	82	3,400	1,400	1,600	1,600		
	83	3,400	1,400	1,600	1,600		
	84	3,400	1,400	1,600	1,600		
	85	3,400	1,400	1,600	1,600		
	86		1,400	1,600	1,600		
	87		1,400	1,600	1,600		
	88		1,400	1,500	1,600		
	89		1,400	1,500	1,600		
	90		1,400	1,500	1,600		
	91		1,400	1,500	1,600		
	92		1,400	1,500	1,600		
	93		1,400	1,500	1,600		
	94		1,400	1,500	1,600		
	95		1,400	1,500	1,600		
	96		1,400	1,500	1,600		
	97		1,400	1,500	1,600		
	98		1,400	1,500	1,600		
	99		1,400	1,500	1,600		
	100		1,400	1,500	1,600		
	101		1,400	1,500	1,600		
	102		1,400	1,500			
	103		1,400	1,500			
	104		1,400	1,500			

	105		1,400		1,500			
	106				1,500			
	107				1,500			
	108				1,500			
	109				1,500			
再雇用職員		1,300	1,300	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900

備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 調剤に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理に従事する栄養士
- (3) 公認心理師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、胚培養士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士又は遺伝カウンセラー

別表第13（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(医療職給料表(三)適用職員) 令和7年4月1日以降適用

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額						
	1	8,100	9,800	7,600	6,700	4,500	2,200	2,000
	2	8,200	9,900	7,500	6,600	4,400	2,100	2,000
	3	8,300	10,000	7,400	6,500	4,300	2,000	2,000
	4	8,300	10,100	7,400	6,500	4,200	1,900	2,000
	5	8,400	10,100	7,300	6,300	4,200	1,900	2,000
	6	8,600	9,900	7,200	6,300	4,000	1,900	2,000
	7	8,700	9,600	7,100	6,200	3,900	1,900	2,000
	8	8,700	9,300	7,100	6,100	3,700	1,900	2,000
	9	8,900	9,100	7,000	6,000	3,600	1,900	2,000
	10	9,000	9,000	6,900	5,800	3,500	1,900	2,000
	11	9,100	9,000	6,800	5,700	3,400	1,900	2,000
	12	9,200	9,000	6,600	5,600	3,300	1,900	2,000
	13	9,400	8,800	6,600	5,500	3,200	1,900	2,000
	14	9,400	8,700	6,500	5,400	3,200	1,900	2,000
	15	9,400	8,600	6,400	5,300	3,000	1,900	2,000
	16	9,400	8,600	6,300	5,100	2,900	1,900	2,000
	17	9,400	8,500	6,300	4,900	2,800	1,900	2,000
	18	9,400	8,400	6,200	4,800	2,800	1,900	2,000
	19	9,400	8,400	6,100	4,700	2,700	1,900	2,000
	20	9,400	8,400	6,000	4,600	2,600	1,900	2,000
	21	9,400	8,400	5,900	4,500	2,600	1,900	2,000
	22	9,200	8,200	5,900	4,400	2,500	1,900	2,000
	23	9,100	8,000	5,800	4,200	2,400	1,900	2,000
	24	8,900	7,900	5,700	4,000	2,300	1,900	2,000
	25	8,800	7,900	5,500	3,900	2,100	1,900	2,000
	26	8,700	7,800	5,400	3,800	2,100	1,900	2,000
	27	8,600	7,700	5,200	3,700	2,000	1,900	2,000
	28	8,600	7,600	5,000	3,600	1,900	1,900	2,000
	29	8,500	7,400	4,900	3,500	1,800	1,900	2,000
	30	8,500	7,400	4,700	3,400	1,800	1,900	2,000
	31	8,500	7,400	4,600	3,300	1,800	1,900	2,000
	32	8,500	7,400	4,500	3,200	1,800	1,900	2,000
	33	8,400	7,300	4,300	3,100	1,800	1,900	2,000
	34	8,300	7,200	4,200	3,100	1,800	1,900	2,000
	35	8,200	7,100	4,100	3,000	1,800	1,900	2,000
	36	8,000	7,000	4,000	2,800	1,800	1,900	2,000
	37	7,900	7,000	3,900	2,700	1,800	1,900	2,000
	38	7,800	6,900	3,800	2,700	1,800	1,900	2,000
	39	7,700	6,700	3,700	2,600	1,800	1,900	2,000
	40	7,600	6,600	3,500	2,500	1,800	1,900	2,000
	41	7,600	6,600	3,400	2,500	1,800	1,900	2,000
	42	7,500	6,500	3,300	2,400	1,800	1,900	
	43	7,500	6,400	3,200	2,300	1,800	1,900	
	44	7,400	6,400	3,100	2,100	1,800	1,900	
	45	7,400	6,300	3,000	2,100	1,800	1,900	
	46	7,300	6,200	3,000	2,000	1,800	1,900	
	47	7,200	6,200	2,900	1,900	1,800	1,900	
	48	7,100	6,100	2,800	1,900	1,800	1,900	

49	7,100	6,000	2,600	1,800	1,800	1,900
50	6,900	5,900	2,500	1,800	1,800	1,900
51	6,800	5,900	2,400	1,800	1,800	1,900
52	6,600	5,700	2,300	1,700	1,800	1,900
53	6,600	5,600	2,300	1,700	1,800	1,900
54	6,500	5,400	2,300	1,700	1,800	1,900
55	6,300	5,200	2,200	1,700	1,800	1,900
56	6,200	5,000	2,100	1,700	1,800	1,900
57	6,100	4,800	2,000	1,700	1,800	1,900
58	5,900	4,600	1,900	1,700	1,800	
59	5,900	4,400	1,900	1,700	1,700	
60	5,800	4,200	1,800	1,700	1,700	
61	5,700	4,100	1,700	1,700	1,700	
62	5,600	4,000	1,600	1,700	1,700	
63	5,500	3,900	1,600	1,700	1,700	
64	5,400	3,800	1,600	1,700	1,700	
65	5,300	3,700	1,600	1,700	1,700	
66	5,200	3,600	1,600	1,700	1,700	
67	5,200	3,500	1,600	1,700	1,700	
68	5,100	3,500	1,600	1,700	1,700	
69	5,000	3,400	1,600	1,700	1,700	
70	5,000	3,200	1,600	1,700	1,700	
71	4,900	3,100	1,600	1,700	1,700	
72	4,800	3,000	1,600	1,700	1,700	
73	4,500	3,000	1,600	1,700	1,700	
74	4,300	2,800	1,600	1,700	1,700	
75	4,200	2,800	1,600	1,700	1,700	
76	4,000	2,700	1,600	1,700	1,700	
77	3,900	2,500	1,600	1,700	1,700	
78	3,800	2,400	1,600	1,700	1,700	
79	3,700	2,300	1,600	1,700	1,700	
80	3,600	2,200	1,600	1,700	1,700	
再雇用職員以外の職員	81	3,500	2,200	1,600	1,700	1,700
	82	3,400	2,200	1,600	1,700	1,700
	83	3,200	2,100	1,600	1,700	1,700
	84	3,200	2,000	1,600	1,700	1,700
	85	3,200	1,900	1,600	1,700	1,700
	86	3,100	1,900	1,600	1,700	
	87	3,000	1,800	1,600	1,700	
	88	3,000	1,800	1,600	1,700	
	89	2,900	1,700	1,600	1,700	
90	2,800	1,700	1,600	1,700		
91	2,700	1,600	1,600	1,700		
92	2,600	1,600	1,600	1,600		
93	2,500	1,600	1,600	1,600		
94	2,300	1,600	1,600	1,600		
95	2,200	1,600	1,600	1,600		
96	2,100	1,600	1,600	1,600		
97	2,100	1,600	1,600	1,600		
98	2,100	1,600	1,600	1,600		
99	2,100	1,600	1,600	1,600		
100	1,900	1,600	1,600	1,600		
101	1,900	1,600	1,600	1,600		
102	1,800	1,600	1,600	1,600		
103	1,700	1,600	1,600	1,600		
104	1,500	1,600	1,600	1,600		

105	1,500	1,600	1,600	1,600		
106	1,500	1,600	1,600	1,600		
107	1,500	1,600	1,600	1,600		
108	1,500	1,600	1,600	1,600		
109	1,500	1,600	1,600	1,600		
110	1,500	1,600	1,600	1,600		
111	1,500	1,600	1,600	1,600		
112	1,500	1,600	1,600	1,600		
113	1,500	1,600	1,600	1,600		
114	1,500	1,600	1,600	1,600		
115	1,500	1,500	1,600	1,600		
116	1,500	1,500	1,600	1,600		
117	1,500	1,500	1,600	1,600		
118	1,500	1,500	1,600	1,600		
119	1,500	1,500	1,600	1,600		
120	1,500	1,500	1,600	1,600		
121	1,500	1,500	1,600	1,600		
122	1,500	1,500	1,600	1,600		
123	1,500	1,500	1,600	1,600		
124	1,400	1,500	1,600	1,600		
125	1,400	1,500	1,600	1,600		
126	1,400	1,500	1,600	1,600		
127	1,400	1,500	1,600	1,600		
128	1,400	1,500	1,600	1,600		
129	1,400	1,500	1,600	1,600		
130	1,400	1,500	1,600	1,600		
131	1,400	1,500	1,600	1,600		
132	1,400	1,500	1,600	1,600		
133	1,400	1,500	1,600	1,600		
134	1,400	1,500	1,600	1,600		
135	1,400	1,500	1,600	1,600		
136	1,400	1,500	1,600	1,600		
137	1,400	1,500	1,600	1,600		
138	1,400	1,500	1,600	1,600		
139	1,400	1,500	1,600	1,600		
140	1,400	1,500	1,600	1,600		
141	1,400	1,500	1,600	1,600		
142	1,400	1,500	1,600	1,600		
143	1,400	1,500	1,600	1,600		
144	1,400	1,500	1,600	1,600		
145	1,400	1,500	1,600	1,600		
146	1,400	1,500	1,600	1,600		
147	1,400	1,500	1,600	1,600		
148	1,400	1,500	1,600	1,600		
149	1,400	1,500	1,600	1,600		
150	1,400	1,500	1,600	1,600		
151	1,400	1,500	1,600	1,600		
152	1,400	1,500	1,600	1,600		
153	1,400	1,500	1,600	1,600		
154	1,400	1,500	1,600	1,600		
155	1,400	1,500	1,600	1,600		
156	1,400	1,500	1,600	1,600		
157	1,400	1,500	1,600	1,600		
158	1,400	1,500	1,600	1,600		
159	1,400	1,500	1,600	1,600		
160	1,400	1,500	1,600	1,600		

	161	1,400						
	162	1,400						
	163	1,400						
	164	1,400						
	165	1,400						
	166	1,400						
	167	1,400						
	168	1,400						
	169	1,400						
再雇用職員		1,500	1,500	1,600	1,700	1,700	1,900	1,900

備考 この表は、次の各号に定める者に適用する。

- (1) 病院に勤務し、保健指導又は看護等に従事する助産師、看護師又は准看護師
- (2) 教育職給料表の適用を受けない看護教員

別表第14（第15条の3関係）

処遇調整手当月額表(教育職給料表適用職員) 令和7年4月1日以降適用

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	7,500	8,800	3,700	2,100
	2	7,800	8,800	3,600	2,100
	3	8,100	8,700	3,500	2,100
	4	8,300	8,700	3,300	2,100
	5	8,500	8,600	3,300	2,100
	6	8,600	8,600	3,100	2,100
	7	8,700	8,600	3,100	2,100
	8	8,800	8,600	2,900	2,100
	9	9,000	8,500	2,900	2,100
	10	9,000	8,300	2,800	2,100
	11	9,100	8,200	2,800	2,100
	12	9,200	8,100	2,700	2,100
	13	9,200	8,000	2,500	2,100
	14	9,200	8,000	2,400	2,100
	15	9,200	8,000	2,300	2,100
	16	9,200	7,900	2,200	2,100
	17	9,200	7,900	2,100	2,100
	18	9,100	7,900	2,100	2,100
	19	8,900	7,800	2,100	2,100
	20	8,900	7,700	2,000	2,100
	21	8,700	7,700	2,000	2,100
	22	8,600	7,600	2,000	
	23	8,500	7,600	2,000	
	24	8,500	7,500	2,000	
	25	8,400	7,500	2,000	
	26	8,400	7,400	2,000	
	27	8,400	7,200	2,000	
	28	8,400	7,100	2,000	
	29	8,300	7,000	2,000	
	30	8,200	6,800	2,000	
	31	8,100	6,700	2,000	
	32	8,000	6,600	2,000	
	33	7,900	6,500	2,000	
	34	7,800	6,400	2,000	
	35	7,600	6,200	2,000	
	36	7,500	6,100	2,000	
	37	7,500	6,000	2,000	
	38	7,500	6,000	2,000	
	39	7,500	6,000	2,000	
	40	7,400	6,000	2,000	
	41	7,400	6,000	2,000	
	42	7,300	5,900	2,000	
	43	7,200	5,900	2,000	
	44	7,200	5,800	2,000	
	45	7,000	5,700	2,000	
	46	6,900	5,600	2,000	
	47	6,700	5,500	2,000	
	48	6,700	5,300	2,000	

	49	6,600	5,200	1,900	
	50	6,500	5,000	1,900	
	51	6,300	4,900	1,900	
	52	6,100	4,800	1,900	
	53	6,000	4,600	1,900	
	54	5,900	4,600	1,900	
	55	5,700	4,500	1,900	
	56	5,700	4,500	1,900	
	57	5,600	4,400	1,900	
	58	5,500	4,300	1,900	
	59	5,500	4,100	1,900	
	60	5,400	4,000	1,900	
	61	5,400	3,900	1,900	
	62	5,300	3,800		
	63	5,300	3,700		
	64	5,300	3,500		
	65	5,300	3,500		
	66	5,100	3,300		
	67	4,900	3,200		
	68	4,700	3,000		
	69	4,600	2,900		
	70	4,500	2,800		
	71	4,300	2,800		
	72	4,200	2,600		
	73	4,100	2,600		
	74	4,000	2,500		
	75	3,900	2,400		
	76	3,700	2,300		
	77	3,700	2,200		
	78	3,600	2,100		
再雇用職員以外の職員	79	3,500	2,000		
	80	3,400	1,900		
	81	3,400	1,900		
	82	3,300	1,900		
	83	3,200	1,900		
	84	3,100	1,900		
	85	3,000	1,900		
	86	2,900	1,900		
	87	2,800	1,900		
	88	2,700	1,900		
	89	2,600	1,900		
	90	2,500	1,900		
	91	2,400	1,900		
	92	2,300	1,900		
	93	2,300	1,900		
	94	2,300	1,900		
	95	2,200	1,900		
	96	2,100	1,900		
	97	2,000	1,900		
	98	1,900	1,900		
	99	1,800	1,900		
	100	1,700	1,900		
	101	1,700	1,900		
	102	1,700	1,900		
	103	1,600	1,900		
	104	1,600	1,900		

105	1,600	1,900			
106	1,500	1,900			
107	1,500	1,900			
108	1,500	1,900			
109	1,500	1,900			
110	1,500	1,900			
111	1,500	1,900			
112	1,500	1,900			
113	1,500	1,900			
114	1,500	1,900			
115	1,500	1,900			
116	1,500	1,900			
117	1,500	1,900			
118	1,500	1,900			
119	1,500	1,900			
120	1,500	1,900			
121	1,500	1,800			
122	1,500	1,800			
123	1,500	1,800			
124	1,500	1,800			
125	1,500	1,800			
126	1,500	1,800			
127	1,500	1,800			
128	1,500	1,800			
129	1,500	1,800			
130	1,500	1,800			
131	1,500	1,800			
132	1,500	1,800			
133	1,500	1,800			
134	1,500	1,800			
135	1,500	1,800			
136	1,500	1,800			
137	1,500	1,800			
138	1,500	1,800			
139	1,500	1,800			
140	1,500	1,800			
141	1,500	1,800			
142	1,500	1,800			
143	1,500	1,800			
144	1,500	1,800			
145	1,500	1,800			
146	1,500				
147	1,500				
148	1,500				
149	1,500				
150	1,500				
151	1,500				
152	1,500				
153	1,500				
再雇用職員		1,300	1,400	1,700	2,100

備考 この表は、山口県に出向し、萩看護学校に勤務する校長、教頭、教務主任及び講師に適用する。

附則別表1 号給の切替表  
一般職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	6
41	37	33	33	29	25	4	6
42	38	34	34	30	26	4	
43	39	35	35	31	27	4	
44	40	36	36	32	28	4	
45	41	37	37	33	29	4	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		

54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						

112	108						
113	109						

附則別表2 号給の切替表  
医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

附則別表3 号給の切替表  
医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				

112	108				
113	109				

附則別表4 号給の切替表  
医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			

112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附則別表 5 号給の切替表  
教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	

54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

附則別表6

一般職給料表(実支給額表)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料 月額							
	1	163,300	209,300	247,900	286,600	311,700	349,200	405,700	455,900	507,800
	2	164,400	211,000	249,500	288,500	313,900	351,200	407,600	461,400	514,700
	3	165,600	212,700	251,000	290,300	316,100	353,100	409,500	466,500	519,900
	4	166,700	214,200	252,500	292,100	318,200	355,000	411,300	471,400	524,200
	5	167,800	215,700	253,600	293,900	320,200	356,700	413,200		527,700
	6	168,900	217,500	255,000	295,500	322,200	358,700	415,000		531,000
	7	170,100	219,200	256,500	296,900	324,100	360,500	416,800		
	8	171,200	221,000	257,800	298,300	326,000	362,400	418,600		
	9	172,200	222,500	259,100	299,800	327,900	364,300	420,200		
	10	173,400	224,000	260,300	301,800	329,900	366,200	421,700		
	11	174,700	225,500	261,500	303,900	331,800	368,200	423,200		
	12	176,000	227,000	262,700	305,700	333,800	370,100	424,700		
	13	177,200	228,200	263,900	307,400	335,500	372,000	426,200		
	14	178,700	229,600	265,200	309,300	337,500	373,900	427,500		
	15	180,200	231,000	266,500	311,200	339,500	375,800	428,800		
	16	181,800	232,400	267,800	313,000	341,400	377,800	430,000		
	17	182,900	233,800	269,300	314,700	342,800	379,300	431,200		
	18	184,300	235,400	270,800	316,800	344,700	381,100	432,600		
	19	185,700	237,000	272,400	318,800	346,600	382,900	433,900		
	20	187,100	238,400	273,900	320,700	348,500	384,500	435,100		
	21	188,300	239,600	275,500	322,400	350,200	386,200	436,300		
	22	190,800	241,200	277,200	324,400	352,100	387,600	437,100		
	23	193,100	242,700	278,800	326,400	353,900	389,000	437,900		
	24	195,400	244,100	280,400	328,400	355,700	390,400	438,700		
	25	197,800	245,100	282,000	329,600	357,500	391,800	439,300		
	26	199,500	246,600	283,500	331,600	359,300	393,000	440,000		
	27	201,100	247,900	285,100	333,500	361,000	394,200	440,700		
	28	202,800	249,100	286,600	335,600	362,700	395,200	441,400		
	29	204,300	250,200	287,700	337,500	364,100	396,300	442,200		
	30	205,500	251,200	289,300	339,400	365,400	397,500	443,000		
	31	207,000	252,100	290,800	341,300	366,800	398,700	443,400		
	32	208,300	253,100	292,300	343,200	368,200	399,800	444,100		
	33	209,300	254,000	293,700	345,000	369,300	400,500	444,600		
	34	210,600	254,900	295,300	346,900	370,200	401,200	445,000		
	35	211,900	255,700	296,900	348,700	371,200	401,900	445,400		
	36	213,200	256,500	298,500	350,600	372,300	402,600	445,800		
	37	214,400	257,200	300,000	352,100	373,100	403,100	446,200		
	38	215,700	258,300	301,600	353,500	374,000	403,700	446,600		
	39	216,900	259,500	303,100	354,900	374,900	404,200	447,000		
	40	218,000	260,600	304,700	356,400	375,700	404,600	447,300		

41	219,100	261,800	306,300	357,900	376,500	405,000	447,600		
42	220,300	263,000	307,900	358,700	377,300	405,300	448,000		
43	221,300	264,100	309,500	359,700	378,100	405,600	448,300		
44	222,300	265,200	311,000	360,700	378,900	405,900	448,600		
45	223,200	266,300	311,900	361,600	379,600	406,200	448,900		
46	224,100	267,400	313,400	362,700	380,300	406,500			
47	225,000	268,500	314,900	363,600	381,000	406,800			
48	225,900	269,600	316,500	364,700	381,700	407,100			
49	226,800	270,600	318,100	365,600	382,200	407,400			
50	227,700	271,600	319,700	366,300	382,800	407,700			
51	228,600	272,600	321,300	367,000	383,400	408,000			
52	229,500	273,500	322,800	367,600	384,100	408,300			
53	230,300	274,400	324,200	368,000	384,500	408,600			
54	231,200	275,300	325,400	368,600	385,200	408,900			
55	232,100	276,200	326,500	369,300	385,800	409,200			
56	232,900	277,100	327,600	370,000	386,400	409,500			
57	233,200	278,000	328,300	370,300	386,800	409,700			
58	234,000	278,900	329,200	371,000	387,400	410,000			
59	234,700	279,800	330,000	371,700	388,000	410,300			
60	235,300	280,700	330,800	372,300	388,600	410,600			
61	235,900	281,700	331,600	372,600	389,000	410,800			
62	236,700	282,700	332,000	373,200	389,500	411,100			
63	237,300	283,600	332,600	373,900	390,000	411,400			
64	237,800	284,500	333,400	374,500	390,600	411,600			
65	238,300	285,000	334,200	374,800	390,900	411,800			
66	238,800	285,800	334,900	375,400	391,300	412,100			
67	239,300	286,500	335,600	376,100	391,700	412,400			
68	239,900	287,400	336,200	376,700	392,000	412,600			
69	240,400	288,400	336,700	377,100	392,300	412,800			
70	240,900	289,200	337,300	377,600	392,600	413,100			
71	241,400	290,000	337,800	378,200	392,900	413,400			
72	241,900	290,800	338,400	378,700	393,200	413,600			
73	242,400	291,500	338,700	379,200	393,400	413,800			
74	242,900	292,000	339,200	379,800	393,700				
75	243,300	292,400	339,600	380,300	394,000				
76	243,800	292,800	340,000	380,600	394,200				
77	244,300	293,000	340,400	381,000	394,400				
78	244,800	293,300	340,900	381,500	394,700				
79	245,300	293,500	341,400	381,900	395,000				
80	245,800	293,800	341,900	382,300	395,200				
81	246,200	294,000	342,200	382,700	395,400				
82	246,700	294,200	342,600	383,200	395,700				
83	247,100	294,500	343,100	383,600	396,000				
84	247,500	294,700	343,500	384,000	396,200				

85	247,900	295,000	343,800	384,300	396,400					
86	248,300	295,300	344,200							
87	248,700	295,600	344,700							
88	249,100	295,900	345,100							
89	249,500	296,200	345,300							
90	250,000	296,600	345,700							
91	250,200	296,900	346,200							
92	250,500	297,300	346,600							
93	250,800	297,500	346,800							
94		297,700	347,200							
95		298,000	347,700							
96		298,400	348,000							
97		298,600	348,300							
98		298,900	348,700							
99		299,300	349,100							
100		299,700	349,500							
101		299,900	350,000							
102		300,200	350,400							
103		300,600	350,800							
104		300,900	351,200							
105		301,100	351,700							
106		301,400	352,100							
107		301,800	352,400							
108		302,100	352,700							
109		302,300	353,200							
110		302,700								
111		303,100								
112		303,400								
113		303,600								
114		303,800								
115		304,100								
116		304,500								
117		304,700								
118		304,900								
119		305,200								
120		305,500								
121		306,000								
122		306,200								
123		306,500								
124		306,800								
125		307,100								
再雇用職員		189,900	217,500	257,800	277,300	292,500	318,100	360,200	393,600	445,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附則別表7

医療職給料表(一)(実支給額表)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	266,400	381,400	445,700	547,100
	2	268,900	384,900	448,000	553,200
	3	271,300	387,900	450,200	558,500
	4	273,700	391,200	452,300	563,500
	5	275,800	394,200	453,700	567,900
	6	279,300	396,800	456,100	572,200
	7	282,800	399,300	458,400	575,800
	8	286,300	401,800	460,600	579,000
	9	289,900	404,400	462,600	581,500
	10	293,400	406,400	464,900	583,800
	11	297,000	408,000	467,100	
	12	300,500	409,600	469,400	
	13	304,100	411,300	471,500	
	14	308,000	413,500	473,800	
	15	311,900	415,700	476,100	
	16	315,600	417,700	478,200	
	17	319,200	419,800	480,100	
	18	322,700	421,900	482,200	
	19	326,200	423,500	484,300	
	20	329,700	425,200	486,300	
	21	333,300	427,100	488,400	
	22	337,100	428,600	490,100	
	23	340,500	430,400	491,900	
	24	343,800	432,300	493,700	
	25	347,100	434,200	495,300	
	26	349,600	436,200	497,100	
	27	352,200	438,000	499,000	
	28	354,500	439,900	500,600	
	29	356,600	441,700	502,000	
	30	358,300	443,400	503,700	
	31	360,000	445,100	505,500	
	32	361,800	446,900	507,200	
	33	363,700	448,700	508,800	
	34	366,000	450,500	510,100	
	35	368,100	452,300	511,400	
	36	370,100	454,000	512,700	
	37	372,000	455,600	513,700	
	38	374,200	457,300	515,000	
	39	376,300	459,000	516,300	
	40	378,300	460,700	517,600	
	41	380,300	462,600	518,700	
	42	381,000	463,800	519,500	
	43	381,600	465,000	520,300	
再雇 用職 員以 外の 職員	44	382,300	466,200	521,100	
	45	383,300	467,300	522,000	
	46	384,600	468,300	522,800	
	47	385,900	469,200	523,700	
	48	387,200	470,000	524,500	

49	388,000	470,800	525,400		
50	388,800	471,500	526,300		
51	389,600	472,200	527,000		
52	390,100	472,800	527,900		
53	390,900	473,500	528,800		
54	391,700	474,200	529,600		
55	392,400	474,800	530,500		
56	393,100	475,400	531,400		
57	393,800	475,700	532,200		
58	394,700	476,400	533,100		
59	395,400	477,100	534,000		
60	396,000	477,800	534,700		
61	396,500	478,200	535,500		
62	397,000	478,800	536,400		
63	397,400	479,500	537,300		
64	397,800	480,200	538,200		
65	398,100	480,600	539,000		
66		481,200	539,900		
67		481,800	540,800		
68		482,300	541,700		
69		482,900	542,500		
70		483,400	543,400		
71		483,900	544,300		
72		484,400	545,200		
73		484,800	546,000		
74		485,400			
75		485,800			
76		486,300			
77		486,800			
78		487,400			
79		488,000			
80		488,400			
81		488,900			
82		489,500			
83		490,100			
84		490,600			
85		491,100			
再雇用職員	299,100	341,800	396,700	470,300	

備考 この表は、病院において医療に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。

附則別表8

医療職給料表(二)(実支給額表)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額						
	1	168,200	204,100	242,600	265,000	304,300	355,600	412,500
	2	169,600	205,700	243,800	266,200	305,900	357,600	414,500
	3	171,100	207,200	244,900	267,300	307,400	359,500	416,400
	4	172,500	208,600	246,000	268,300	309,000	361,500	418,200
	5	173,800	210,100	246,900	269,500	310,700	363,300	420,000
	6	175,600	211,300	248,000	270,200	312,600	365,300	421,600
	7	177,300	212,500	249,300	270,900	314,600	367,300	423,200
	8	178,900	213,700	250,400	271,700	316,400	369,300	424,700
	9	180,500	215,100	251,700	272,700	318,300	371,000	426,200
	10	182,200	216,600	253,000	273,700	320,200	373,000	427,500
	11	183,800	218,100	254,200	274,700	322,100	375,000	428,800
	12	185,700	219,700	255,400	275,800	323,900	377,000	430,100
	13	187,200	221,100	256,200	277,000	325,700	378,400	431,400
	14	189,000	222,600	257,400	278,500	327,600	380,200	432,600
	15	191,000	224,100	258,500	280,100	329,400	382,000	433,900
	16	192,800	225,600	259,600	281,700	331,400	383,700	435,000
	17	194,700	226,900	260,800	283,200	333,100	385,500	436,200
	18	195,900	228,200	261,600	284,900	335,000	387,000	437,400
	19	197,400	229,600	262,400	286,500	336,900	388,500	438,600
	20	198,800	230,900	263,200	288,100	338,700	390,000	439,800
	21	200,000	232,000	264,100	289,700	340,000	391,300	441,100
	22	201,500	233,100	265,100	291,200	341,800	392,600	441,900
	23	202,900	234,200	266,100	292,700	343,500	393,900	442,300
	24	204,300	235,300	267,100	294,300	345,300	395,000	443,000
	25	205,900	236,500	268,400	295,600	347,000	396,100	443,500
	26	206,900	237,700	269,900	297,100	348,800	397,300	443,900
	27	208,000	238,900	271,400	298,600	350,700	398,400	444,300
	28	209,100	240,000	272,700	300,100	352,500	399,500	444,700
	29	210,300	241,000	273,900	301,700	354,100	400,300	445,100
	30	211,400	242,300	275,500	303,300	355,800	401,100	445,500
	31	212,500	243,700	277,000	304,900	357,400	401,900	445,900
	32	213,600	244,900	278,500	306,500	359,000	402,700	446,200
	33	215,000	245,900	279,800	307,800	360,200	403,100	446,500
	34	216,300	247,200	281,200	309,400	361,300	403,700	446,900
	35	217,600	248,100	282,500	310,900	362,500	404,200	447,200
	36	218,800	249,300	283,800	312,400	363,700	404,600	447,500

37	219,900	250,500	285,000	314,000	364,700	405,000	447,800	
38	220,900	251,600	286,400	315,700	365,500	405,300		
39	221,900	252,700	287,800	317,300	366,600	405,600		
40	222,900	253,700	289,100	318,800	367,700	405,900		
41	223,800	254,600	290,400	319,700	368,700	406,200		
42	224,600	255,400	292,000	321,100	369,700	406,500		
43	225,400	256,200	293,500	322,600	370,700	406,800		
44	226,300	257,000	294,900	324,200	371,600	407,100		
45	227,200	257,800	296,100	325,600	372,400	407,400		
46	228,100	259,000	297,600	326,900	373,200	407,700		
47	229,000	260,200	298,900	328,100	374,100	408,000		
48	229,900	261,300	300,500	329,300	374,900	408,400		
49	230,600	262,600	301,800	330,300	375,400	408,600		
50	231,500	263,900	303,200	331,300	376,200	408,900		
51	232,400	265,000	304,600	332,300	377,000	409,200		
52	233,200	266,000	305,900	333,300	377,800	409,500		
53	233,500	267,000	306,900	333,800	378,200	409,700		
54	234,300	268,100	308,100	334,700	378,900			
55	234,900	269,300	309,300	335,500	379,600			
56	235,600	270,400	310,700	336,400	380,300			
再雇用職員以外の職員	57	236,300	271,100	312,000	337,100	380,700		
	58	236,900	272,200	313,200	337,400	381,300		
	59	237,400	273,300	314,400	337,900	382,000		
	60	237,900	274,200	315,600	338,500	382,600		
	61	238,500	275,000	317,000	339,100	383,000		
62	239,000	276,000	317,800	339,800	383,500			
63	239,500	276,900	318,500	340,500	384,000			
64	240,100	277,800	319,200	341,100	384,500			
65	240,600	278,600	319,800	341,800	385,100			
66	241,100	279,600	320,500	342,300	385,600			
67	241,700	280,500	321,200	342,900	386,200			
68	242,200	281,400	321,800	343,500	386,800			
69	242,700	282,300	322,400	343,800	387,300			
70	243,200	283,300	322,600	344,400	387,800			
71	243,600	284,400	323,100	344,900	388,300			
72	244,100	285,500	323,600	345,400	388,800			
73	244,600	286,100	324,200	345,900	389,100			
74	245,100	286,600	324,700	346,400	389,600			
75	245,600	287,100	325,200	346,900	390,000			
76	246,100	287,900	325,600	347,300	390,400			

77	246,400	288,700	326,200	347,600	390,800			
78	246,700	289,300	326,700	347,900				
79	247,000	289,900	327,100	348,300				
80	247,200	290,400	327,600	348,600				
81	247,400	290,900	328,100	349,200				
82	247,700	291,400	328,500	349,500				
83	248,000	291,800	328,700	349,800				
84	248,200	292,100	329,000	350,100				
85	248,400	292,300	329,400	350,500				
86		292,500	329,800	350,800				
87		292,700	330,200	351,200				
88		292,900	330,600	351,500				
89		293,300	330,900	351,900				
90		293,500	331,100	352,200				
91		293,700	331,500	352,500				
92		293,900	331,800	352,800				
93		294,300	332,000	353,100				
94		294,500	332,300	353,500				
95		294,700	332,600	353,900				
96		295,000	332,900	354,300				
97		295,300	333,100	354,800				
98		295,500	333,400	355,200				
99		295,700	333,800	355,600				
100		296,000	334,000	356,000				
101		296,300	334,200	356,500				
102		296,500	334,400					
103		296,700	334,800					
104		297,000	335,000					
105		297,300	335,200					
106			335,600					
107			336,000					
108			336,400					
109			336,600					
再雇用職員		190,900	217,600	246,000	259,500	284,900	325,900	368,500

備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 調剤に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理に従事する栄養士
- (3) 公認心理師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、胚培養士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士又は遺伝カウンセラー

附則別表9

医療職給料表(三)(実支給額表)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,600	212,300	260,700	277,100	308,200	358,400	414,000
	2	186,000	214,200	261,500	278,000	309,600	360,400	416,200
	3	187,700	216,200	262,300	278,700	310,800	362,400	418,400
	4	189,100	218,100	263,000	279,600	312,100	364,400	420,500
	5	190,500	220,200	263,700	280,500	313,300	366,400	422,400
	6	192,000	222,000	264,400	281,100	314,900	368,400	424,300
	7	193,600	223,800	265,200	282,000	316,500	370,500	426,100
	8	195,100	225,500	265,900	282,900	318,200	372,500	428,000
	9	196,300	227,200	266,700	283,800	319,700	374,200	429,700
	10	198,000	228,600	267,600	284,800	321,200	376,300	431,300
	11	199,600	229,900	268,400	285,700	322,700	378,400	433,000
	12	201,100	230,800	269,300	286,600	324,100	380,400	434,700
	13	202,500	232,200	269,800	287,600	325,500	382,400	436,000
	14	204,500	233,200	270,700	288,600	326,900	384,000	437,300
	15	206,600	234,200	271,500	289,600	328,400	385,800	438,900
	16	208,600	235,100	272,300	290,700	329,800	387,600	440,400
	17	210,600	236,300	273,000	292,000	331,200	389,300	442,100
	18	212,600	237,700	273,700	293,400	332,600	391,000	443,700
	19	214,700	239,100	274,400	294,600	334,100	392,900	445,100
	20	216,700	240,200	275,200	295,800	335,500	394,700	446,500
	21	218,600	241,300	276,000	296,900	336,600	396,400	447,600
	22	220,400	242,900	276,700	298,300	338,100	398,100	448,900
	23	222,100	244,600	277,500	299,700	339,500	399,900	450,200
	24	223,800	246,000	278,300	301,200	341,000	401,600	451,600
	25	225,100	247,200	279,300	302,200	342,500	403,200	452,600
	26	226,400	248,500	280,400	303,500	344,000	404,900	453,300
	27	227,500	249,900	281,800	304,800	345,500	406,700	454,100
	28	228,500	251,200	283,000	306,000	347,000	408,500	454,700
	29	229,600	252,700	284,200	307,200	348,600	410,000	455,700
	30	230,400	253,700	285,600	308,600	350,300	411,500	456,400
	31	231,200	254,500	286,700	310,000	351,800	413,100	457,200
	32	231,900	255,200	287,900	311,400	353,300	414,400	458,000
	33	233,000	256,000	289,300	312,700	354,500	415,500	458,700
	34	234,200	256,900	290,400	314,000	356,000	416,600	459,400
	35	235,300	257,800	291,500	315,400	357,500	417,700	460,100
	36	236,400	258,500	292,500	316,900	358,900	418,900	460,900
	37	237,400	259,200	293,500	318,400	360,300	420,200	461,700
	38	238,700	260,100	294,700	319,800	361,300	421,300	462,500
	39	240,000	261,000	295,900	321,200	362,700	422,500	463,200
	40	241,200	261,900	297,100	322,500	364,000	423,600	463,900

	41	242,000	262,300	298,200	323,300	365,400	424,800	464,700
	42	243,000	263,100	299,500	324,700	366,800	425,800	
	43	244,000	263,900	300,900	326,100	368,100	426,900	
	44	245,000	264,600	302,100	327,600	369,400	428,000	
	45	246,000	265,300	303,200	328,700	370,900	429,100	
	46	247,000	266,000	304,400	330,000	372,100	429,600	
	47	247,900	266,700	305,600	331,300	373,200	430,200	
	48	248,700	267,400	306,900	332,600	374,400	430,600	
	49	249,500	268,100	308,300	334,000	375,500	431,200	
	50	250,400	269,000	309,600	335,300	376,400	431,700	
	51	251,300	269,700	310,900	336,600	377,400	432,100	
	52	252,200	270,600	312,200	337,900	378,400	432,600	
	53	252,800	271,500	313,000	338,800	379,000	433,200	
	54	253,700	272,600	314,200	340,100	379,800	433,600	
	55	254,600	273,700	315,400	341,300	380,600	433,900	
	56	255,400	274,900	316,800	342,600	381,400	434,200	
	57	256,100	276,100	317,900	343,600	382,100	434,600	
	58	257,000	277,500	319,200	344,500	382,800		
	59	257,600	278,800	320,400	345,600	383,600		
	60	258,400	280,100	321,600	346,900	384,300		
	61	259,100	281,300	322,800	348,000	384,900		
	62	259,800	282,500	324,100	349,200	385,500		
	63	260,500	283,700	325,300	350,500	386,200		
	64	261,200	284,800	326,500	351,600	386,800		
	65	261,800	285,800	327,200	352,500	387,500		
	66	262,500	287,000	328,300	353,400	388,000		
	67	263,100	288,200	329,400	354,500	388,600		
	68	263,700	289,200	330,300	355,600	389,100		
	69	264,300	290,200	331,500	356,400	389,500		
	70	264,900	291,600	332,200	357,500	390,100		
	71	265,700	292,900	333,300	358,600	390,600		
	72	266,500	294,100	334,400	359,600	390,900		
	73	267,700	295,100	335,500	360,300	391,200		
	74	268,900	296,400	336,700	361,100	391,700		
	75	269,900	297,600	337,800	361,900	392,100		
	76	270,900	298,800	338,900	362,600	392,400		
	77	271,800	300,100	340,000	363,200	392,700		
	78	272,700	301,400	341,100	363,700	393,200		
	79	273,600	302,600	342,100	364,300	393,700		
再雇用職員以外の職員	80	274,500	303,800	343,200	364,800	394,100		
	81	275,300	304,300	344,100	365,400	394,400		
	82	276,200	305,500	345,100	365,900	394,800		
	83	277,100	306,600	346,000	366,500	395,300		
	84	277,700	307,700	347,000	367,000	395,700		

85	278,400	308,800	347,900	367,400	396,100	
86	279,100	310,000	348,700	367,800		
87	279,800	311,200	349,600	368,400		
88	280,500	312,300	350,400	368,900		
89	281,300	313,400	351,000	369,200		
90	282,100	314,600	351,600	369,700		
91	282,900	315,800	352,300	370,100		
92	283,700	317,000	352,900	370,500		
93	284,600	317,800	353,300	371,100		
94	285,600	318,500	353,700	371,600		
95	286,500	319,200	354,200	372,100		
96	287,400	319,800	354,600	372,600		
97	288,000	320,300	355,100	373,200		
98	288,600	320,600	355,500	373,700		
99	289,200	321,200	356,000	374,200		
100	290,100	321,800	356,400	374,600		
101	290,900	322,200	356,700	375,200		
102	291,700	322,800	357,200	375,700		
103	292,500	323,400	357,600	376,200		
104	293,300	323,900	357,900	376,700		
105	293,900	324,300	358,400	377,300		
106	294,400	324,800	358,900	377,700		
107	294,900	325,300	359,400	378,200		
108	295,300	325,800	359,900	378,700		
109	295,500	326,200	360,400	379,300		
110	295,800	326,600	360,900			
111	296,000	326,900	361,400			
112	296,300	327,200	361,800			
113	296,600	327,500	362,200			
114	296,800	327,900	362,600			
115	297,100	328,400	363,100			
116	297,300	328,700	363,600			
117	297,600	328,900	364,000			
118	297,900	329,200	364,500			
119	298,200	329,600	365,000			
120	298,500	329,800	365,500			
121	298,800	330,000	365,800			
122	299,200	330,300				
123	299,500	330,600				
124	299,900	330,900				
125	300,100	331,100				
126	300,300	331,400				
127	300,600	331,800				
128	301,000	332,000				

129	301,200	332,200						
130	301,500	332,400						
131	301,900	332,800						
132	302,300	333,000						
133	302,500	333,300						
134	302,800	333,700						
135	303,200	334,100						
136	303,500	334,500						
137	303,700	334,800						
138	304,000	335,200						
139	304,400	335,600						
140	304,700	336,000						
141	304,900	336,300						
142	305,300	336,700						
143	305,700	337,000						
144	306,000	337,400						
145	306,200	337,700						
146	306,400	338,100						
147	306,700	338,500						
148	307,200	338,900						
149	307,400	339,200						
150	307,600	339,600						
151	307,900	340,000						
152	308,200	340,400						
153	308,600	340,700						
154	308,800							
155	309,000							
156	309,300							
157	309,600							
158	309,900							
159	310,200							
160	310,500							
161	310,900							
162	311,200							
163	311,500							
164	311,800							
165	312,200							
166	312,500							
167	312,800							
168	313,100							
169	313,500							
再雇用職員		237,600	258,000	265,200	275,500	291,900	329,300	374,100

備考 この表は、次の各号に定める者に適用する。

- (1) 病院に勤務し、保健指導又は看護等に従事する助産師、看護師又は准看護師
- (2) 教育職給料表の適用を受けない看護教員

附則別表10  
教育職給料表(実支給額表)

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号給	給 料 月 額						
			円	円	円	円	円	円	円
	1		178,300	221,100	368,800	449,500			
	2		179,800	222,800	370,600	451,300			
	3		181,400	224,300	372,400	453,100			
	4		182,900	225,800	374,200	454,900			
	5		184,500	227,500	375,800	456,500			
	6		186,400	228,800	377,700	458,200			
	7		188,300	230,000	379,400	460,100			
	8		190,200	231,300	381,200	461,800			
	9		191,900	233,000	382,500	463,500			
	10		194,100	234,700	384,300	465,100			
	11		196,100	236,500	386,100	466,700			
	12		198,000	238,100	388,000	468,200			
	13		200,000	239,600	389,800	469,700			
	14		202,100	241,600	391,600	471,000			
	15		204,300	243,500	393,500	472,300			
	16		206,400	245,400	395,400	473,600			
	17		208,600	247,100	397,100	474,800			
	18		210,700	249,500	398,800	475,500			
	19		212,900	251,900	400,400	476,300			
	20		214,800	254,400	402,100	477,000			
	21		217,000	256,800	403,300	477,600			
	22		218,600	259,200	404,700				
	23		220,200	261,500	406,100				
	24		221,700	263,700	407,500				
	25		223,200	265,900	409,100				
	26		224,400	268,100	410,500				
	27		225,600	270,600	411,800				
	28		226,900	272,700	413,200				
	29		228,200	275,000	414,700				
	30		229,700	277,300	416,000				
	31		231,300	279,500	417,500				
	32		232,700	281,600	419,000				
	33		234,100	283,700	420,600				
	34		235,900	285,900	422,000				
	35		237,700	288,000	423,600				
	36		239,200	289,900	425,100				
	37		240,600	292,100	426,800				
	38		242,100	293,800	428,300				
	39		243,600	295,600	429,900				
	40		245,100	297,300	431,500				

	41	246,500	298,600	433,000	
	42	247,800	300,600	434,600	
	43	249,000	302,600	435,800	
	44	250,100	304,600	437,000	
	45	251,200	306,600	438,200	
	46	252,500	308,700	439,500	
	47	253,700	310,900	440,800	
	48	254,700	313,100	442,000	
	49	255,800	315,200	443,200	
	50	257,100	317,600	444,400	
	51	258,300	319,800	445,600	
	52	259,600	321,900	446,800	
	53	260,700	324,000	448,000	
	54	261,900	325,500	449,200	
	55	263,200	327,000	450,400	
	56	264,200	328,500	451,600	
	57	265,300	330,200	452,700	
	58	266,000	332,200	453,300	
	59	267,000	334,300	453,800	
	60	268,000	336,200	454,300	
	61	269,000	338,000	454,900	
	62	269,800	340,000		
	63	270,600	342,000		
	64	271,400	343,900		
	65	272,500	345,600		
	66	273,800	347,600		
	67	275,100	349,600		
	68	276,400	351,700		
	69	277,600	353,500		
	70	278,800	355,400		
	71	280,000	357,300		
	72	281,200	359,300		
	73	282,200	360,900		
	74	283,200	362,800		
	75	284,200	364,600		
	76	285,200	366,500		
	77	286,100	368,300		
	78	287,000	370,000		
再雇用職員以外の職員	79	287,900	371,600		
	80	288,800	373,200		
	81	289,600	374,600		
	82	290,700	376,100		
	83	291,700	377,500		
	84	292,700	378,900		

85	293,700	380,000	
86	294,700	381,400	
87	295,700	382,800	
88	296,700	384,100	
89	297,800	385,300	
90	298,900	386,600	
91	300,000	387,700	
92	301,100	388,900	
93	301,600	390,100	
94	302,600	391,200	
95	303,700	392,400	
96	304,900	393,600	
97	305,900	395,000	
98	307,000	396,000	
99	308,000	397,100	
100	309,000	398,100	
101	309,800	399,000	
102	310,900	400,000	
103	311,900	401,100	
104	312,900	402,200	
105	313,500	402,900	
106	314,400	403,800	
107	315,200	404,700	
108	316,000	405,600	
109	316,800	406,400	
110	317,200	407,300	
111	317,600	408,100	
112	318,100	408,900	
113	318,600	409,500	
114	319,000	410,200	
115	319,500	410,900	
116	319,900	411,600	
117	320,400	412,200	
118	320,900	412,700	
119	321,300	413,100	
120	321,800	413,500	
121	322,300	413,900	
122	322,700	414,200	
123	323,200	414,500	
124	323,700	414,700	
125	324,300	414,900	
126	324,600	415,200	
127	324,900	415,500	
128	325,200	415,700	

129	325,400	415,900			
130	325,700	416,200			
131	326,000	416,500			
132	326,300	416,700			
133	326,500	416,900			
134	326,700	417,200			
135	326,900	417,500			
136	327,200	417,700			
137	327,500	417,900			
138	327,700	418,200			
139	328,000	418,500			
140	328,300	418,700			
141	328,500	418,900			
142	328,700	419,200			
143	329,000	419,500			
144	329,200	419,700			
145	329,500	419,900			
146	329,700				
147	330,000				
148	330,300				
149	330,500				
150	330,700				
151	331,000				
152	331,300				
153	331,500				
再雇用職員	236,500	277,300	334,400	419,100	

備考 この表は、山口県に出向し、萩看護学校に勤務する校長、教頭、教務主任及び講師に適用する。